

第37回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和3年7月8日（木）19時00分から

場 所 西庁舎6階災害対策本部室

議題

1. 7月12日以降の対応について
2. その他

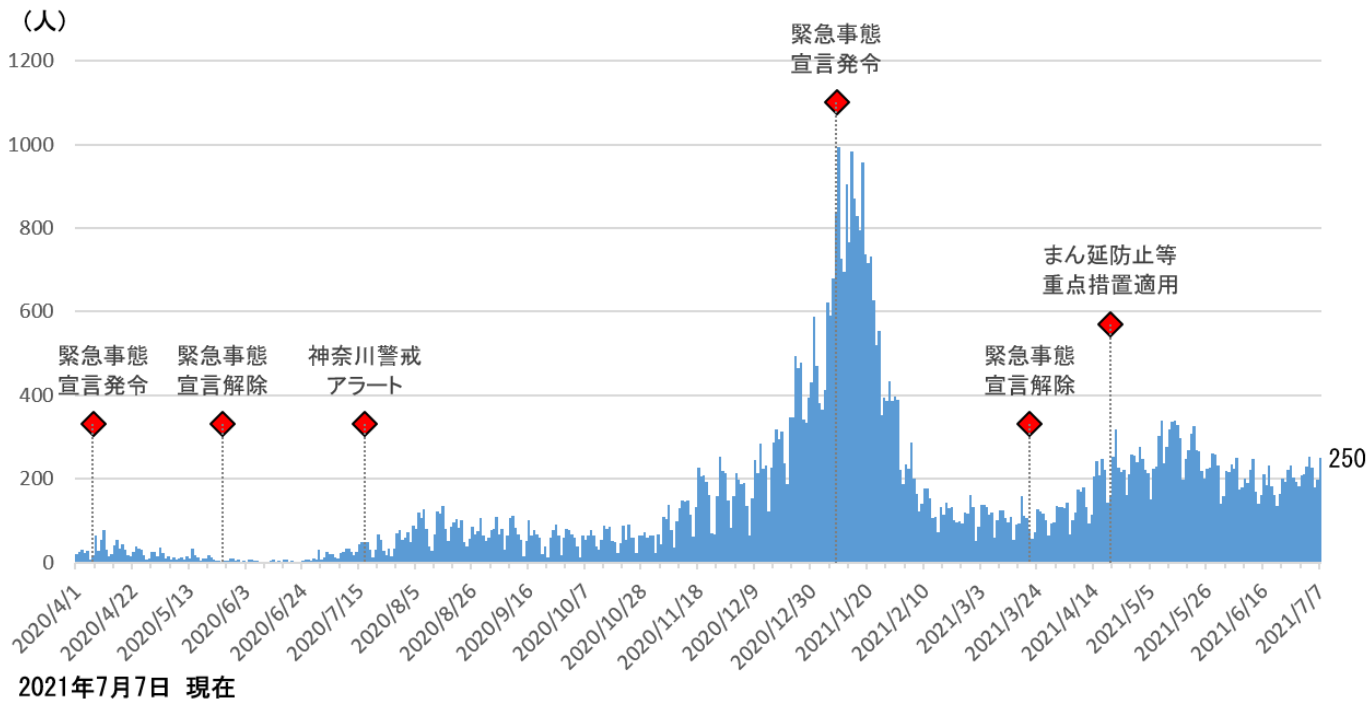


新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜7月7日までのデータを反映＞

令和3年7月8日

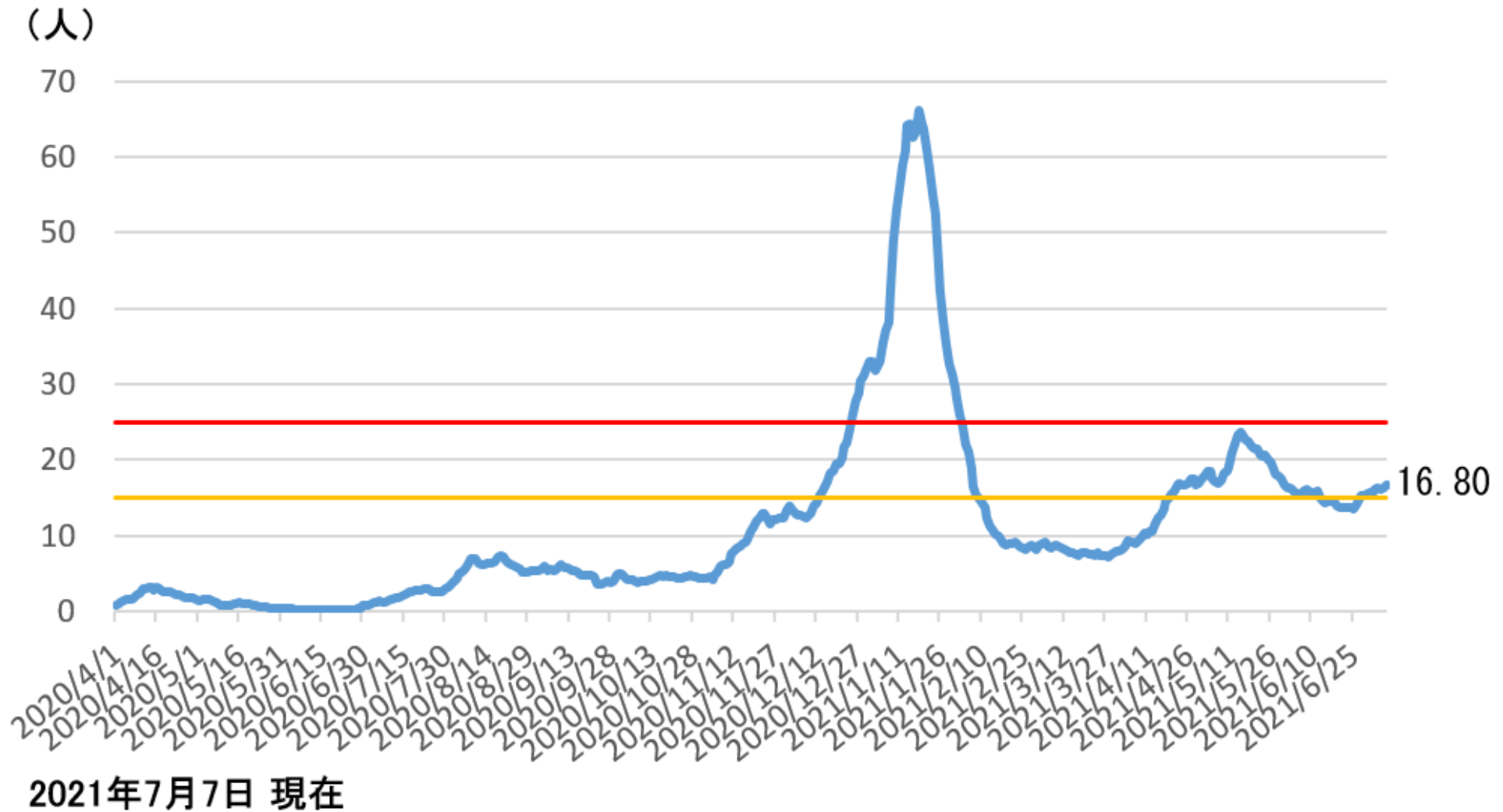
健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
5月	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	338人	237人	277人	319人	337人	339人	328人	2175人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	296人	199人	248人	269人	308人	327人	268人	1915人
5月	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	266人	218人	200人	225人	227人	260人	258人	1654人
	30	31	6/1	2	3	4	5	週合計
	233人	139人	159人	218人	215人	234人	224人	1422人
6月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	249人	173人	179人	201人	189人	220人	247人	1458人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人
6月	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人
	27	28	29	30	7/1	2	3	週合計
	203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人
7月	4	5	6	7	8	9	10	
	226人	180人	198人	250人				

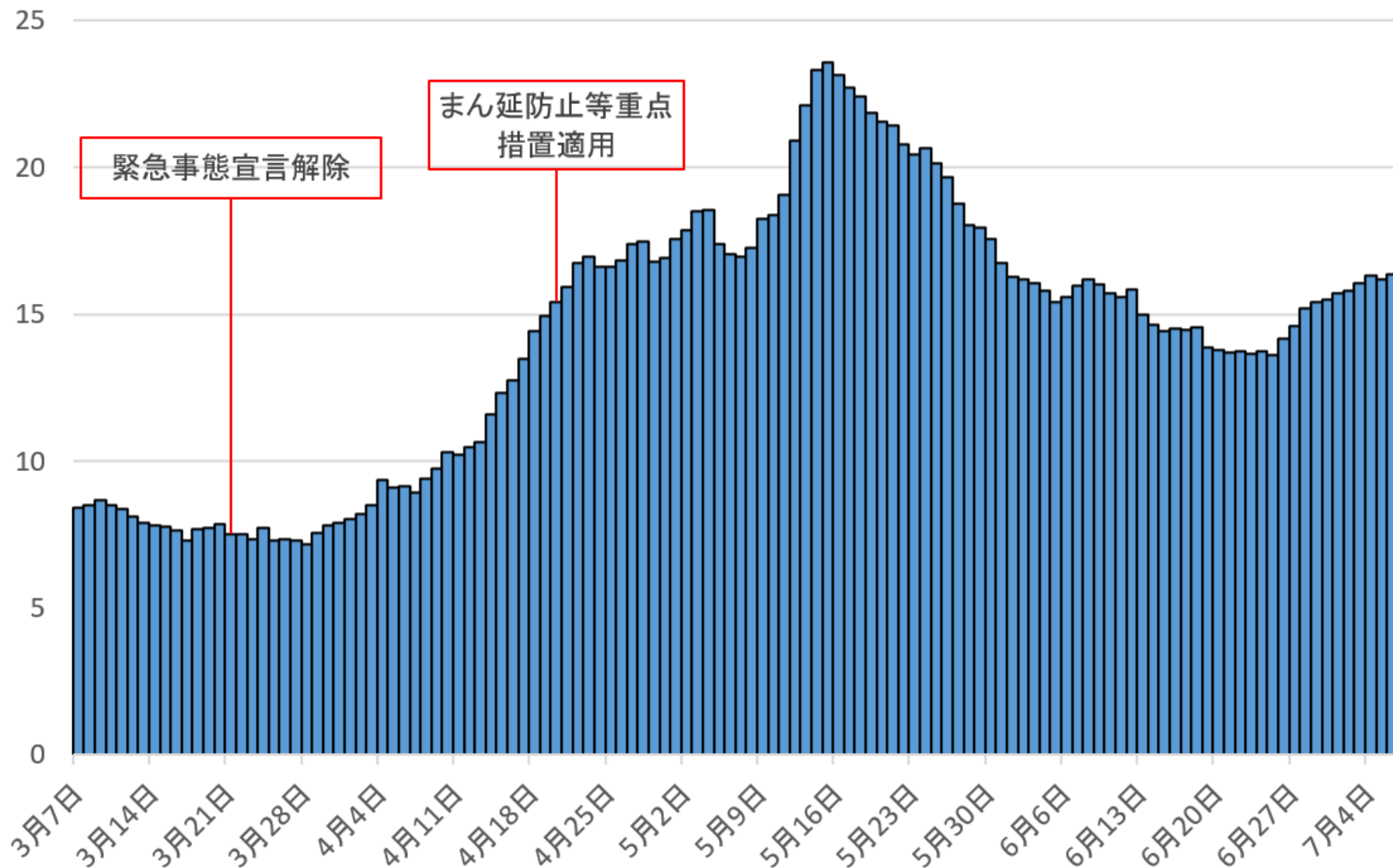
新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)



※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

※県のステージ判断指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（人口10万人当たり・週合計）②



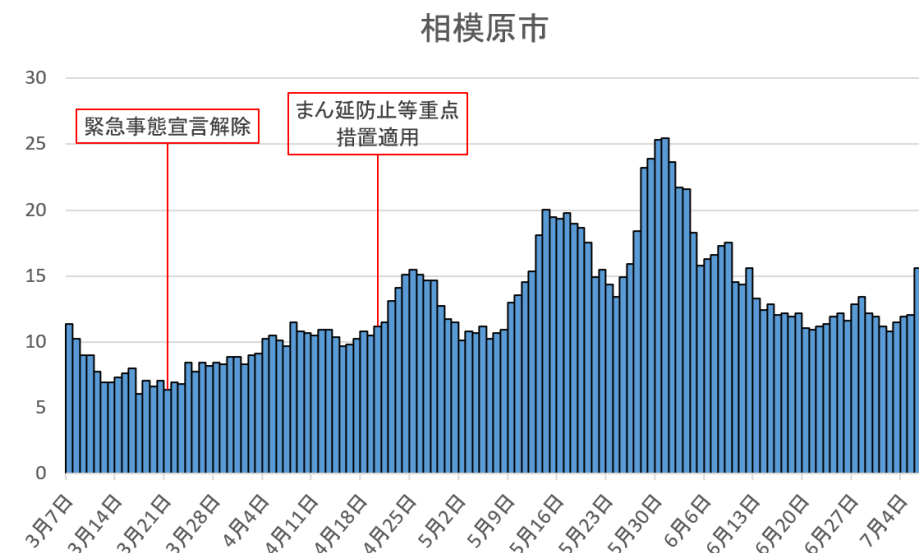
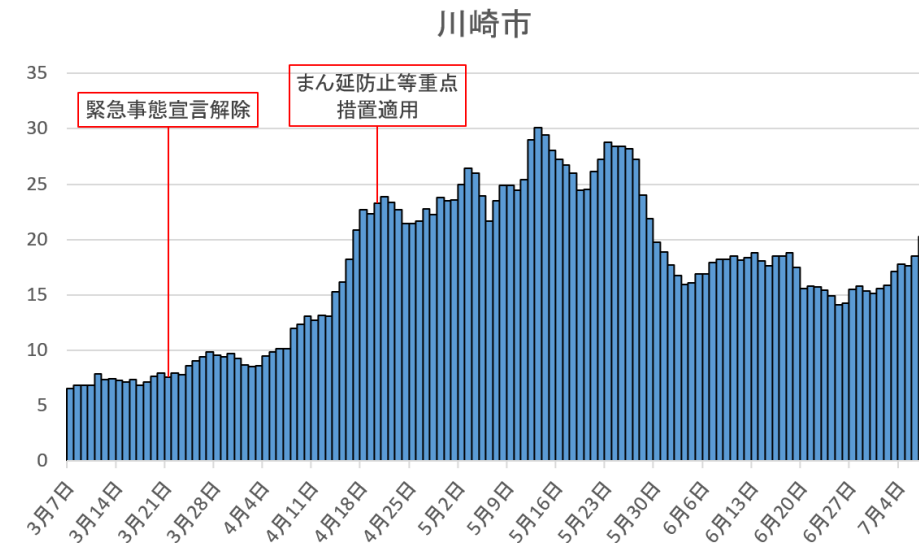
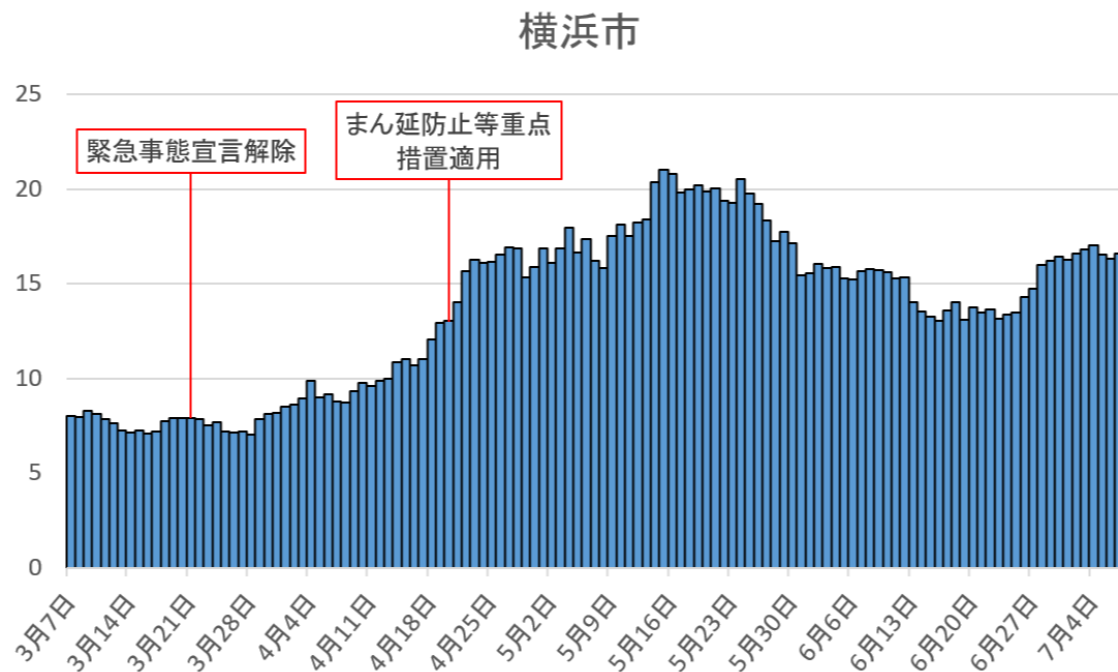
2021年7月7日 現在

新規感染者の推移（横浜市・川崎市・相模原市）

※下記グラフの人数には、保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

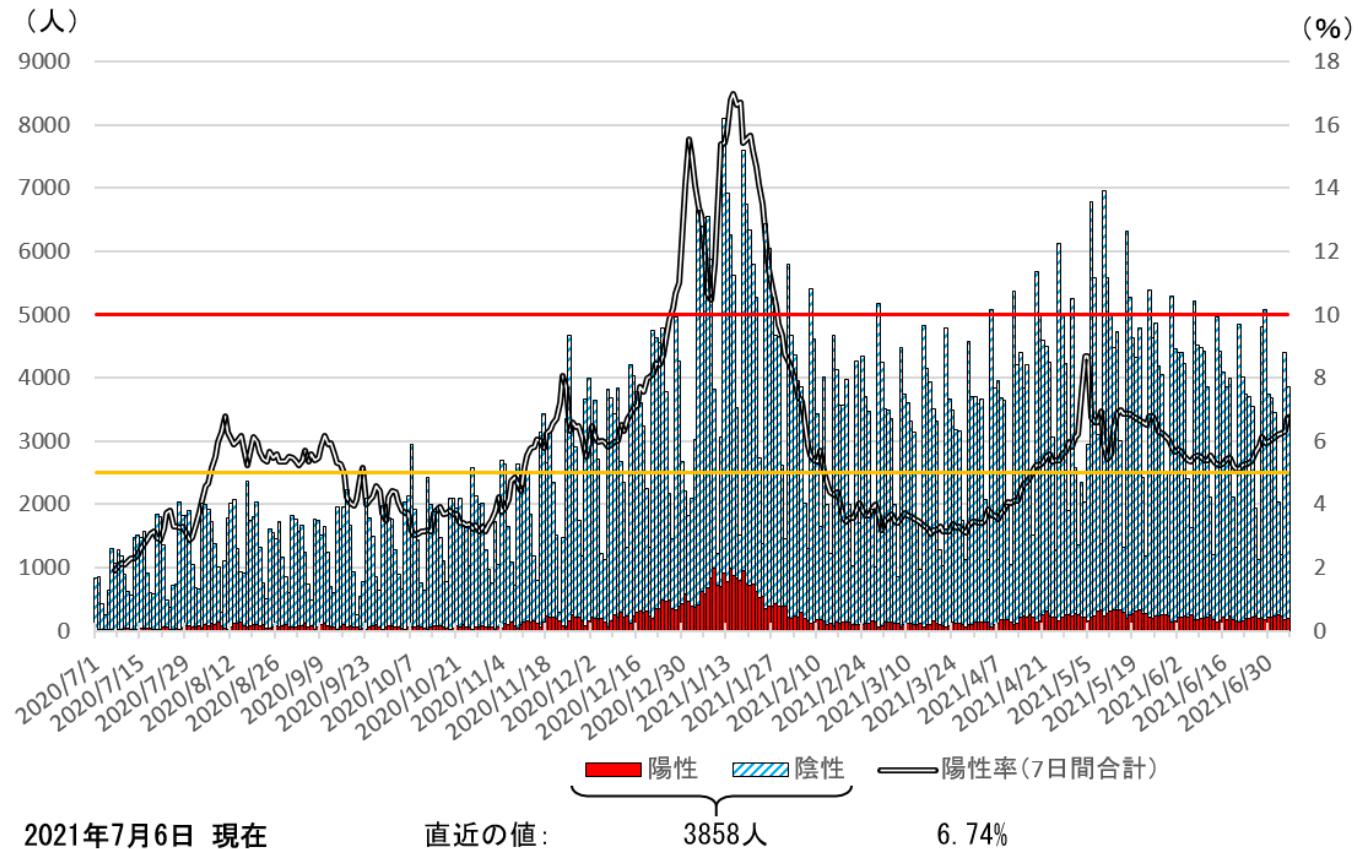


人口10万人当たりの居住地別の週合計の推移



2021年7月7日 現在

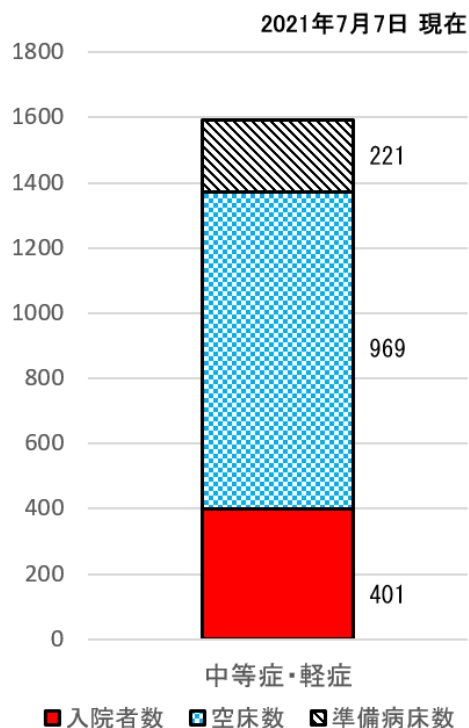
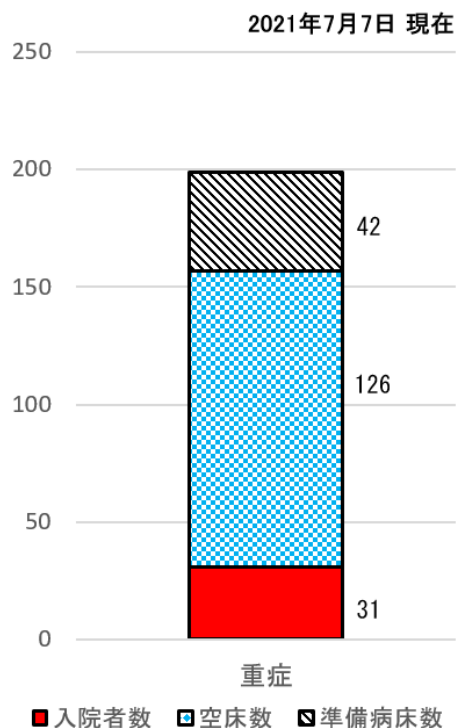
検査人数と陽性率の推移



※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性者数=検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

■ 病床利用率

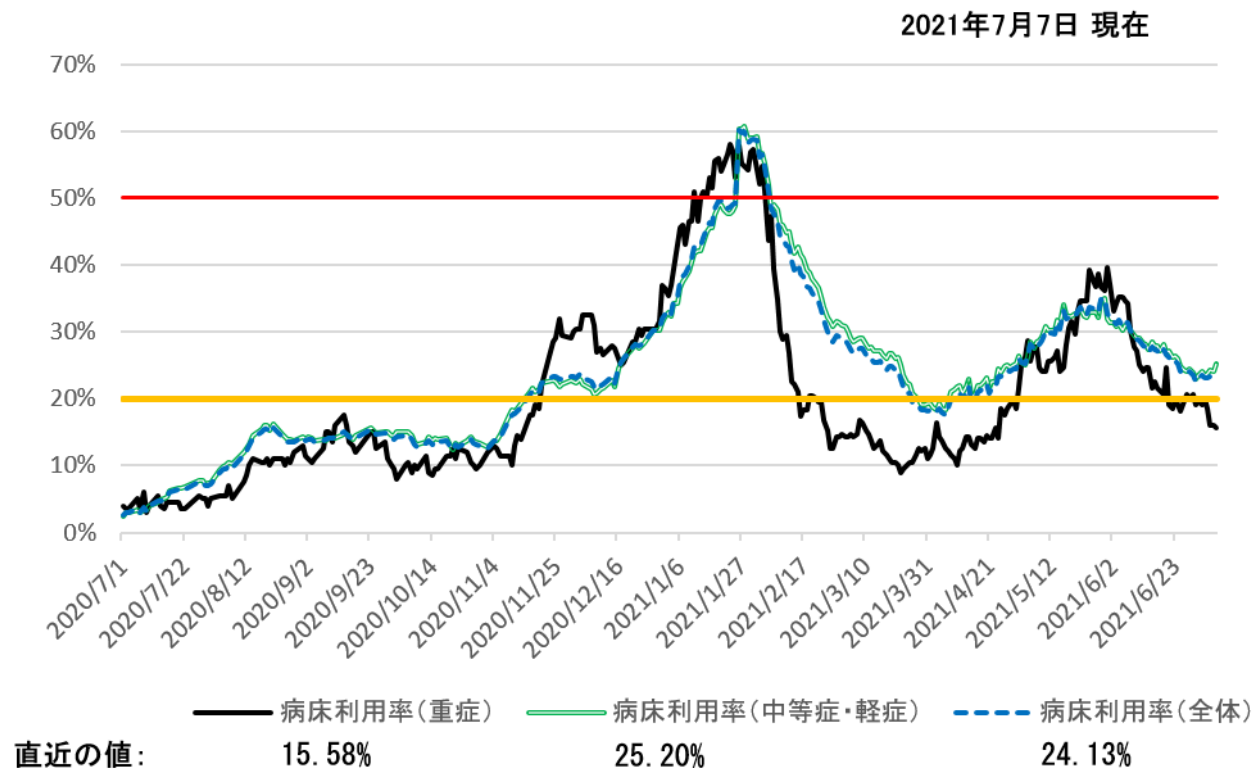


【参考】即応病床数総計：1,527床

※入院者数 + 空床数 = 即応病床数

準備病床は、最終的な確保病床数（1790床 = 重症199床 + 中等症（軽症を含む）1591床）から即応病床数を引いた数

■ 病床利用率の推移

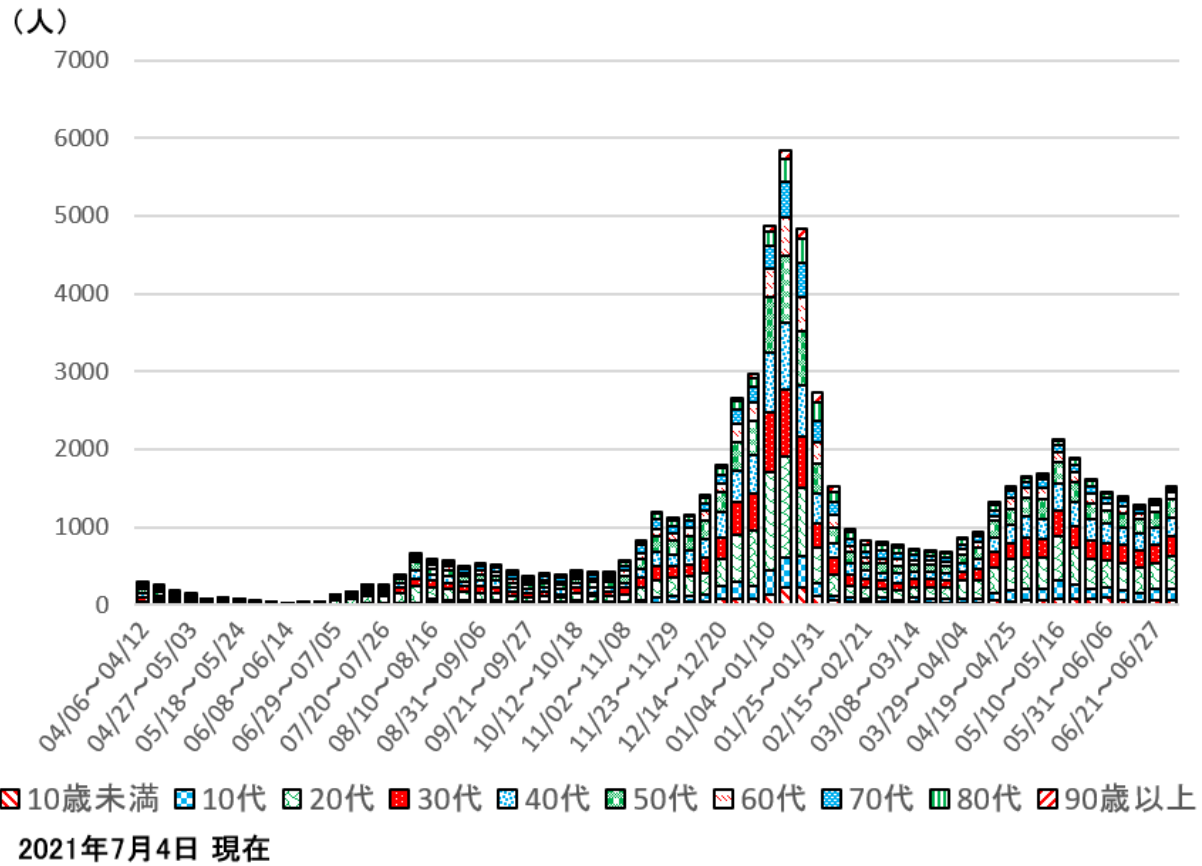


※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

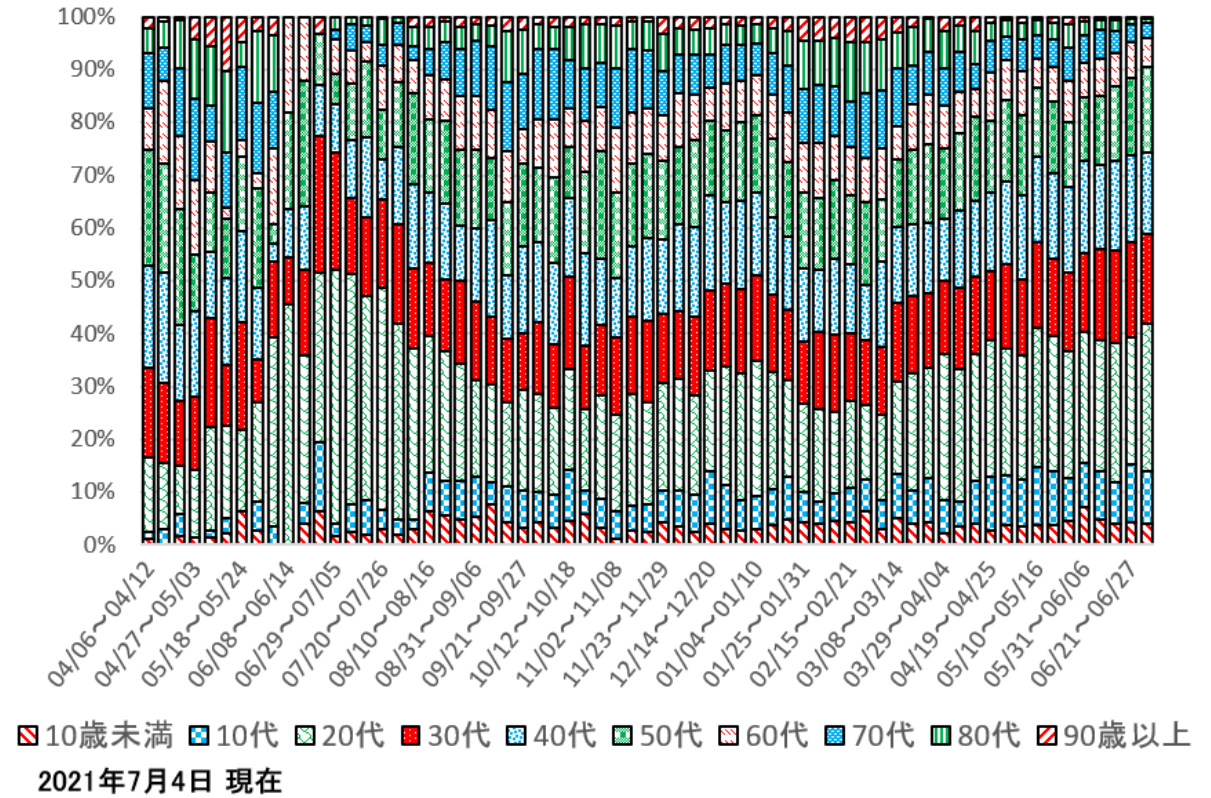
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

年代別感染者の推移（週別）

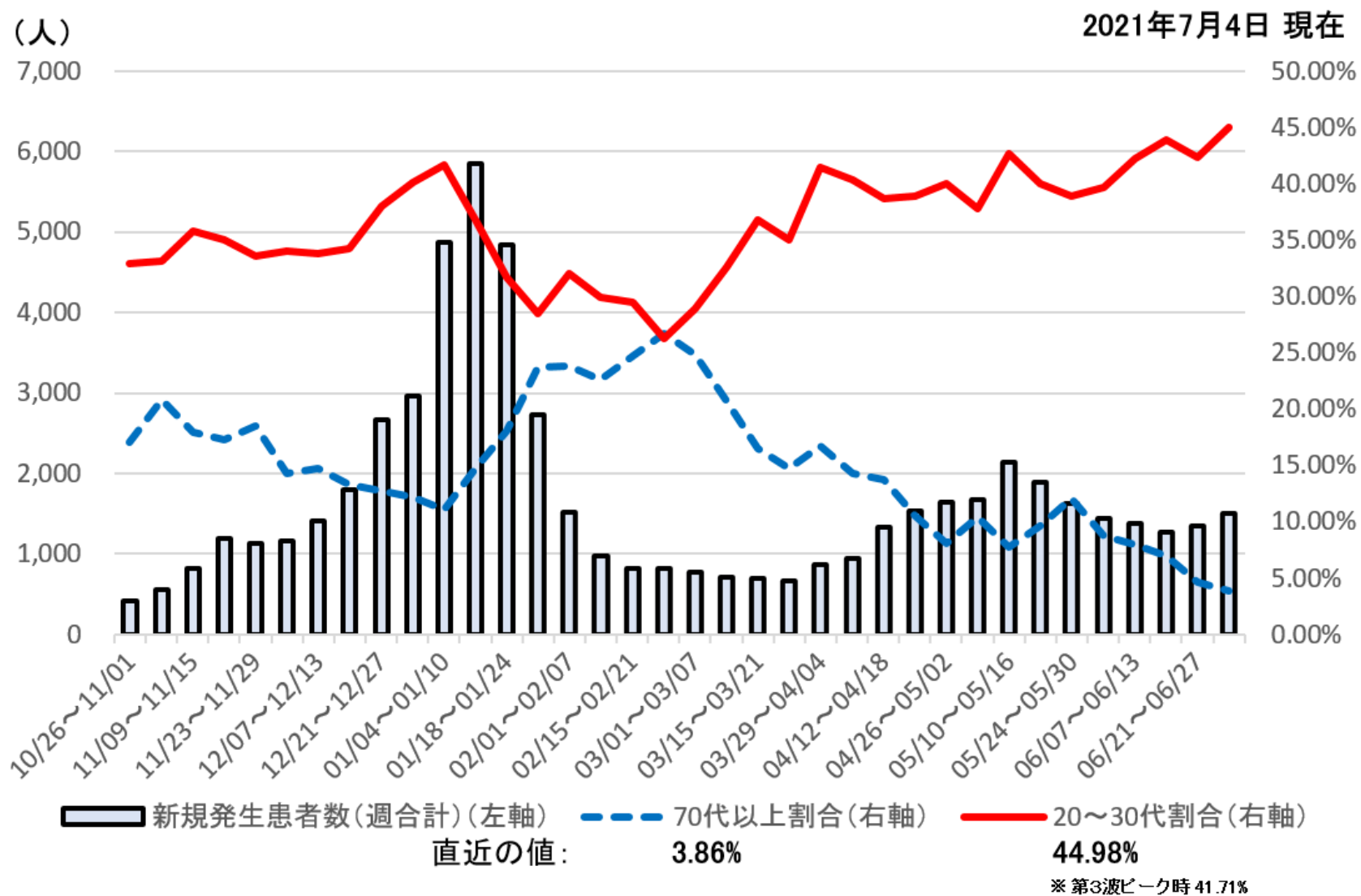
■ 実数ベース



■ 割合ベース

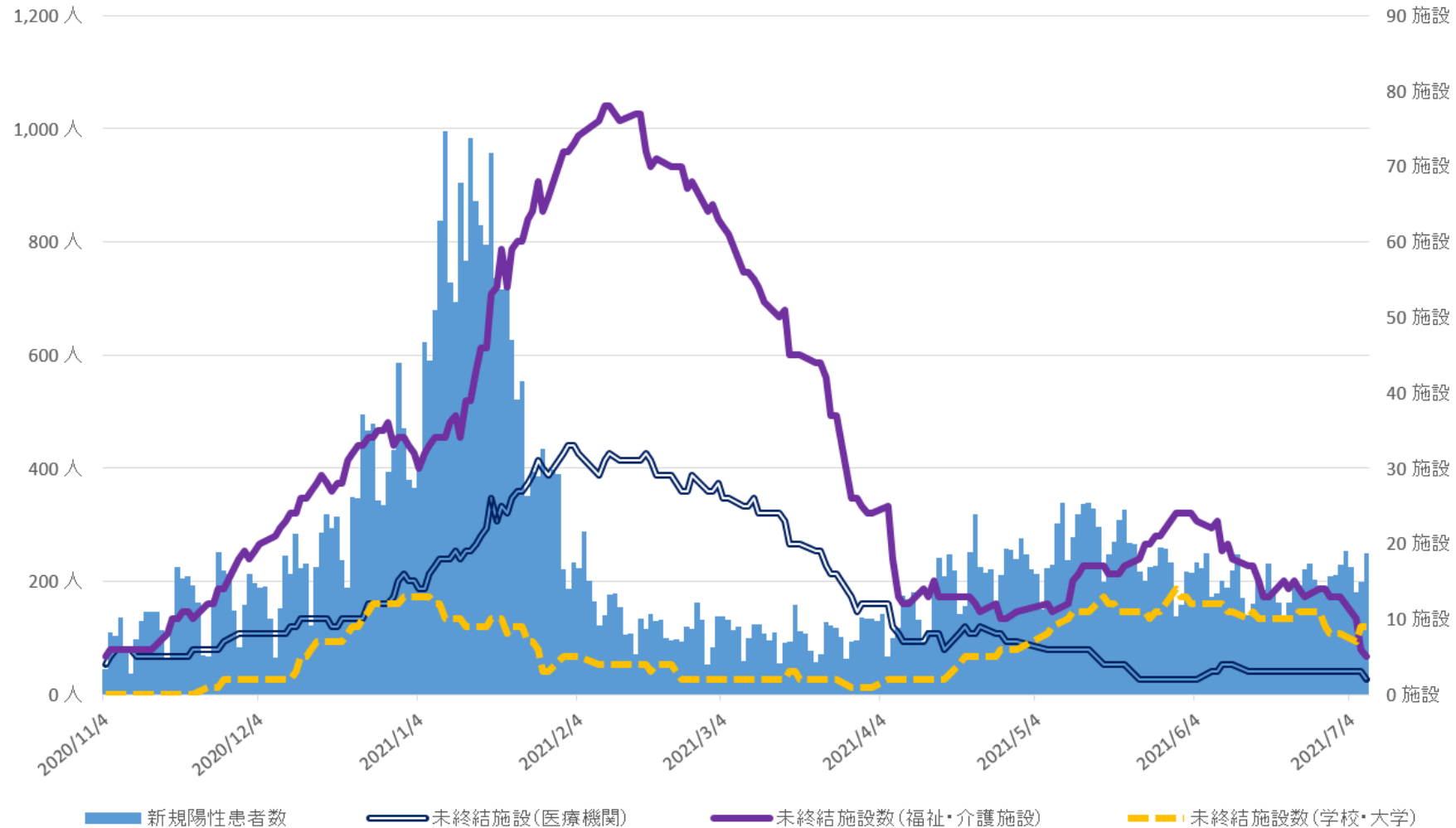


20・30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）



新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



2021年7月7日 現在

ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目		本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
				指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ 24.13% 432床 7月7日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅱ 15.58% 31床 7月7日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ 20.47人 1,887人 7月7日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率	Ⅲ 6.74% 7月6日 時点	5%以上		10%以上		
	新規陽性者数	Ⅲ 16.80人 1,549人 7月7日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25	
	感染経路不明割合	Ⅲ 63.20% 7月7日 時点	50%以上		50%以上		

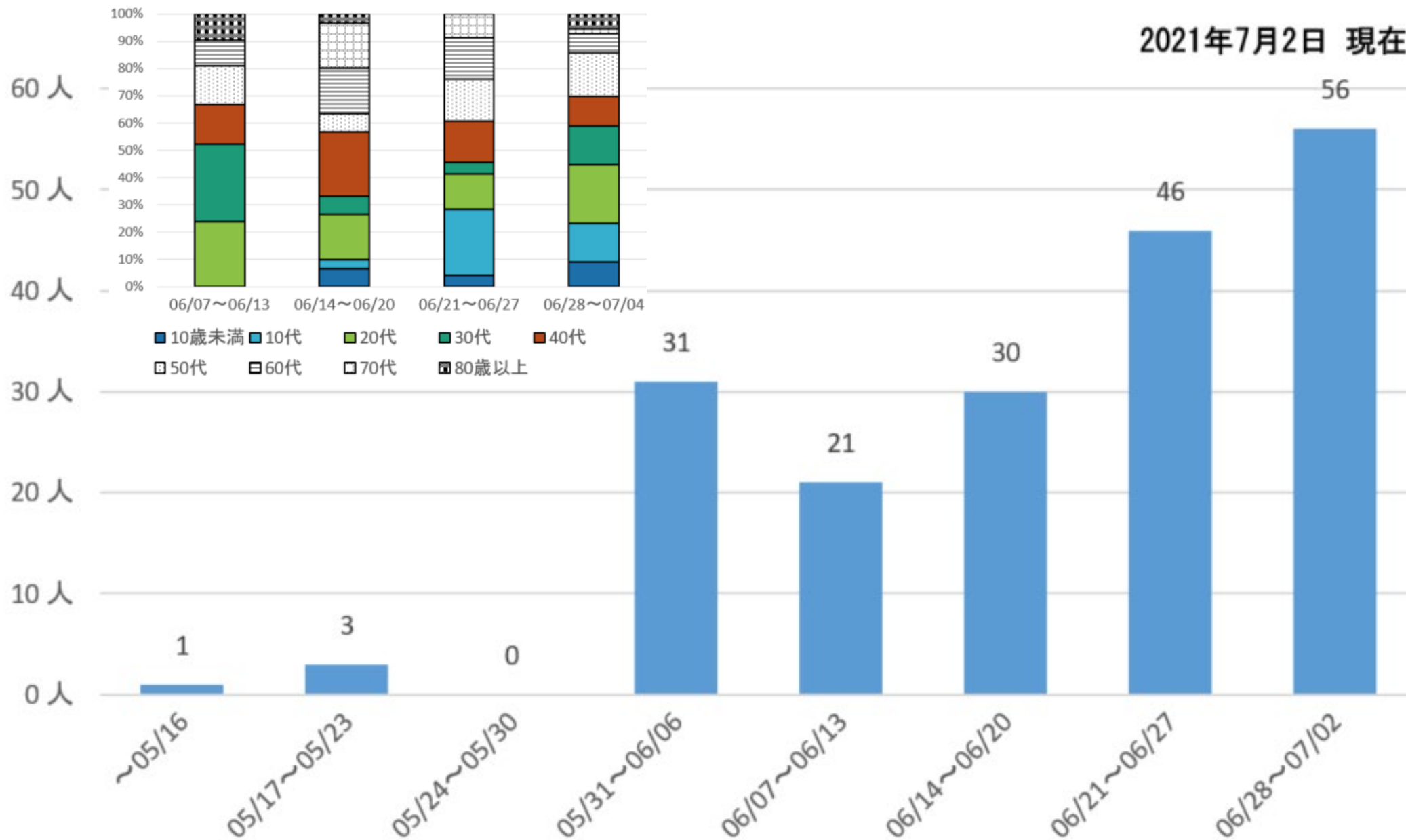
参考:病床利用率(即応病床中)
病床全体:28.29%
うち重症:19.75%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

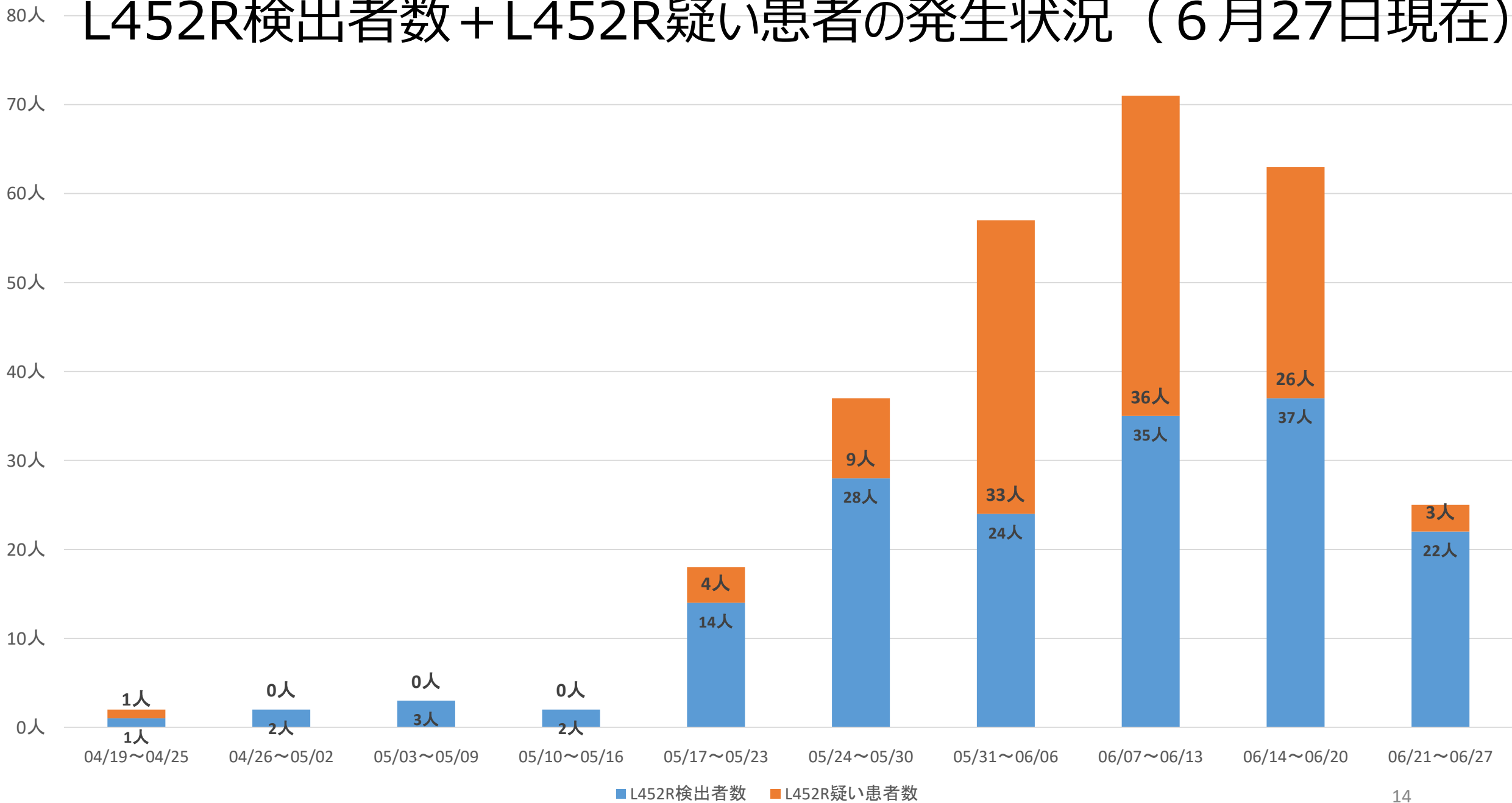
B.1.617.2 (δ 株) の発生状況

2021.7.2 (金)

L452R変異を持つウイルスの新規発生患者数

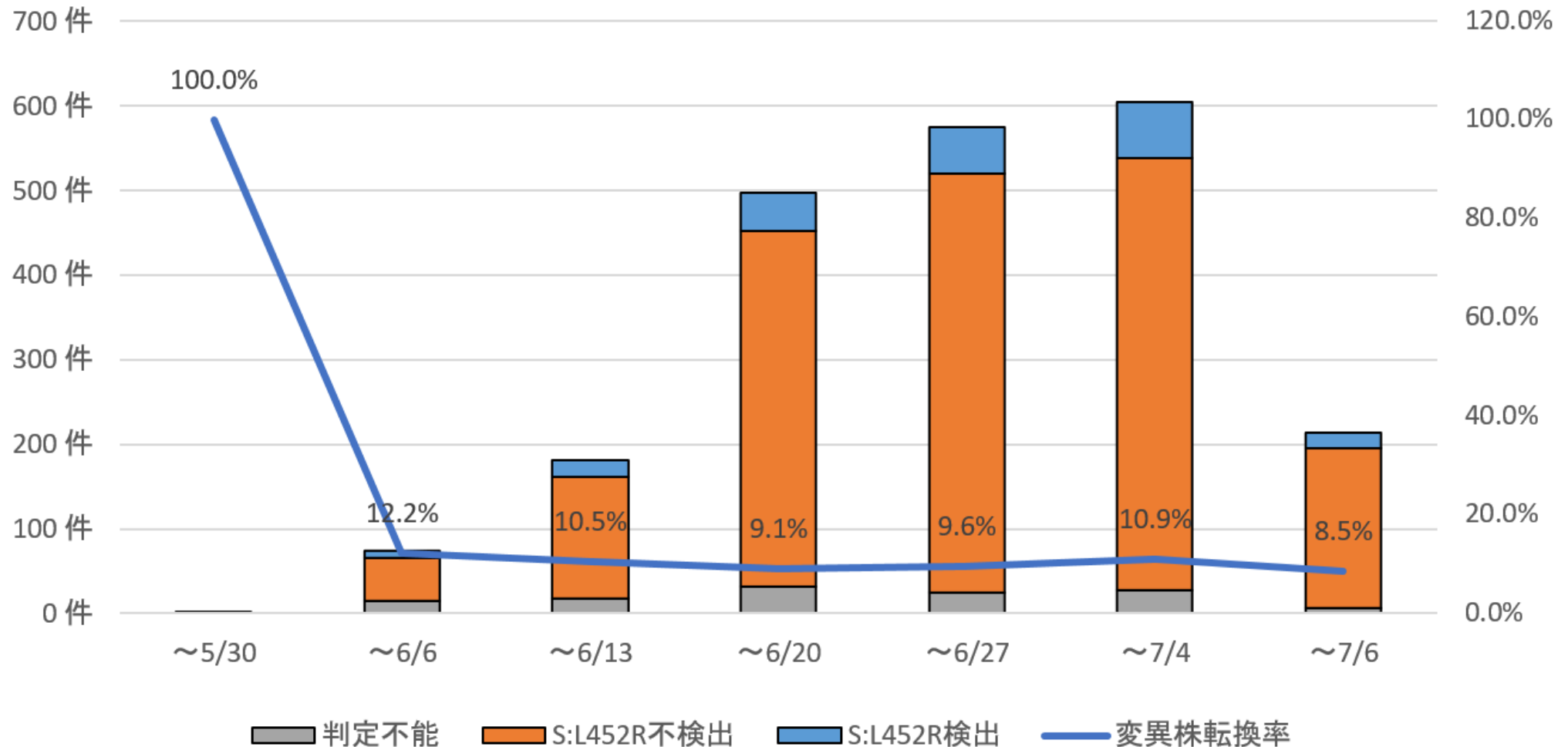


L452R検出者数 + L452R疑い患者の発生状況（6月27日現在）

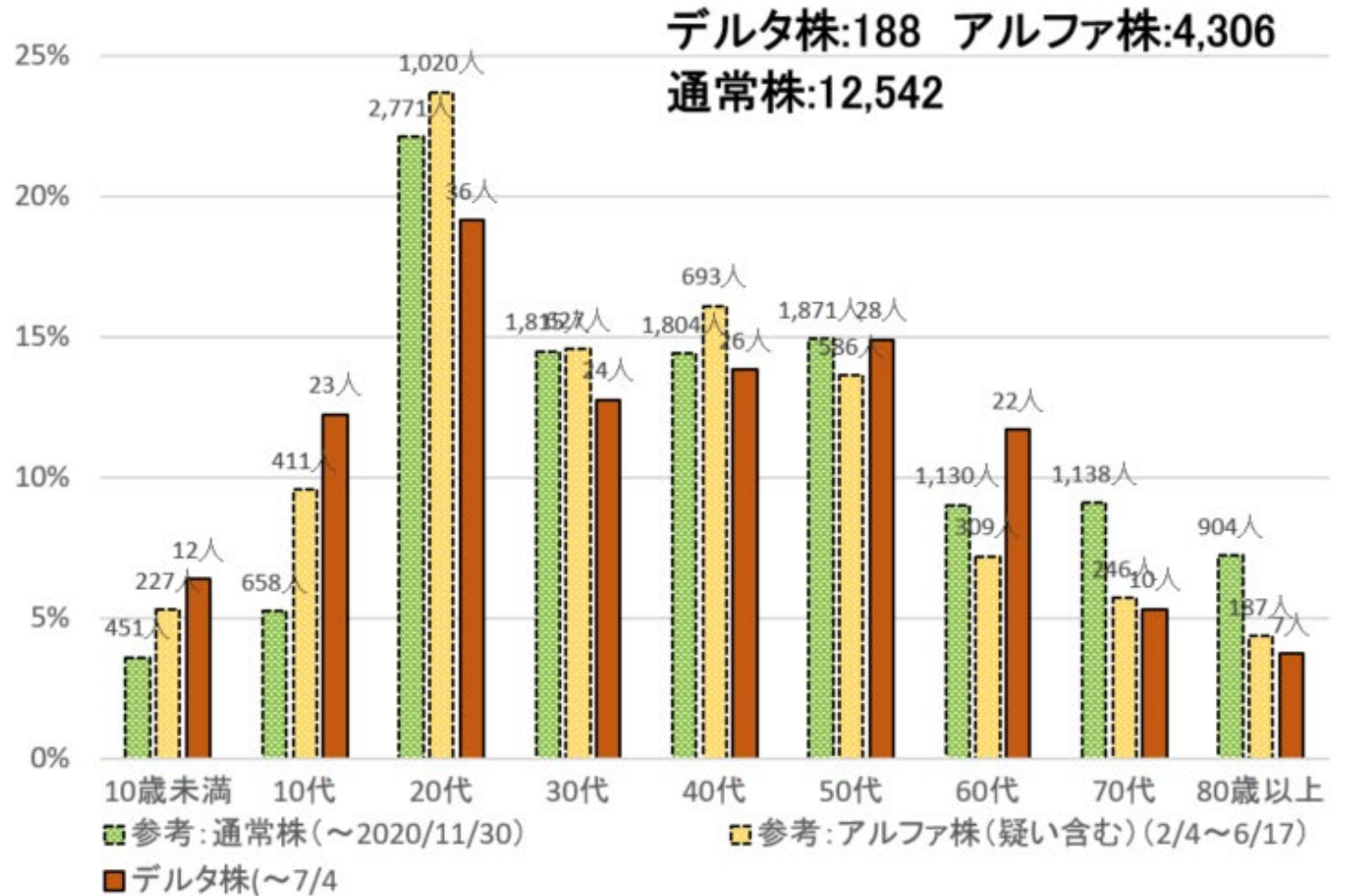
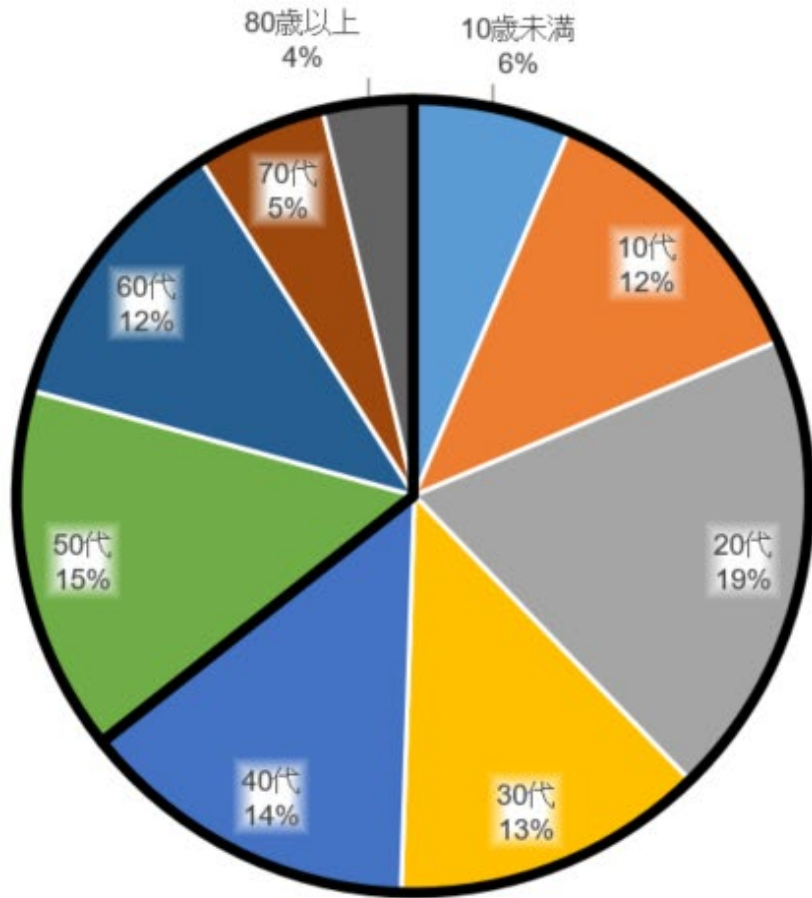


L452R変異モニタリング検査件数及び転換率（※速報値）

S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率（※速報値）



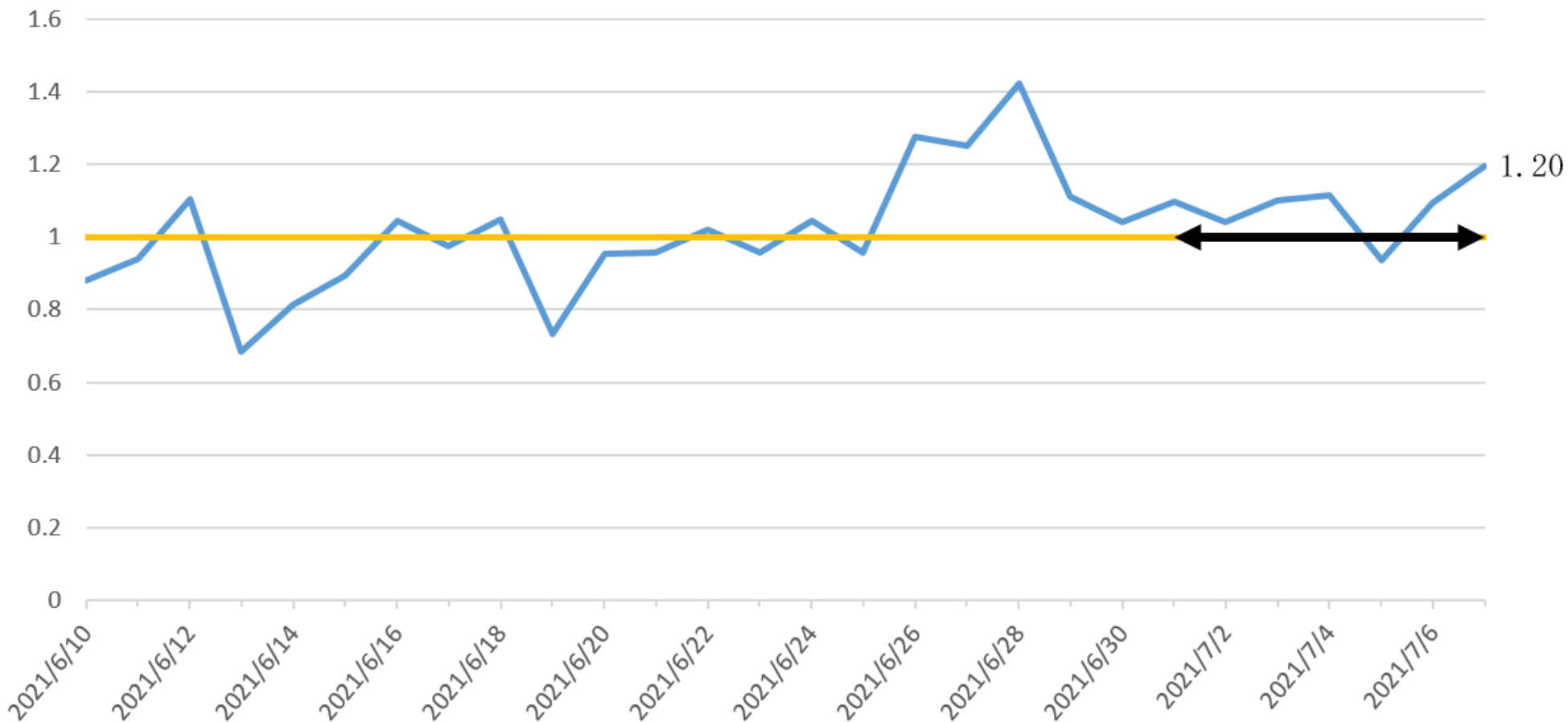
COVID-19患者全体とL452R変異患者の年齢層の分布



感染者数（日別）の1週間前との比較

(今週/前週)

感染者数(日別)の1週間前との比較



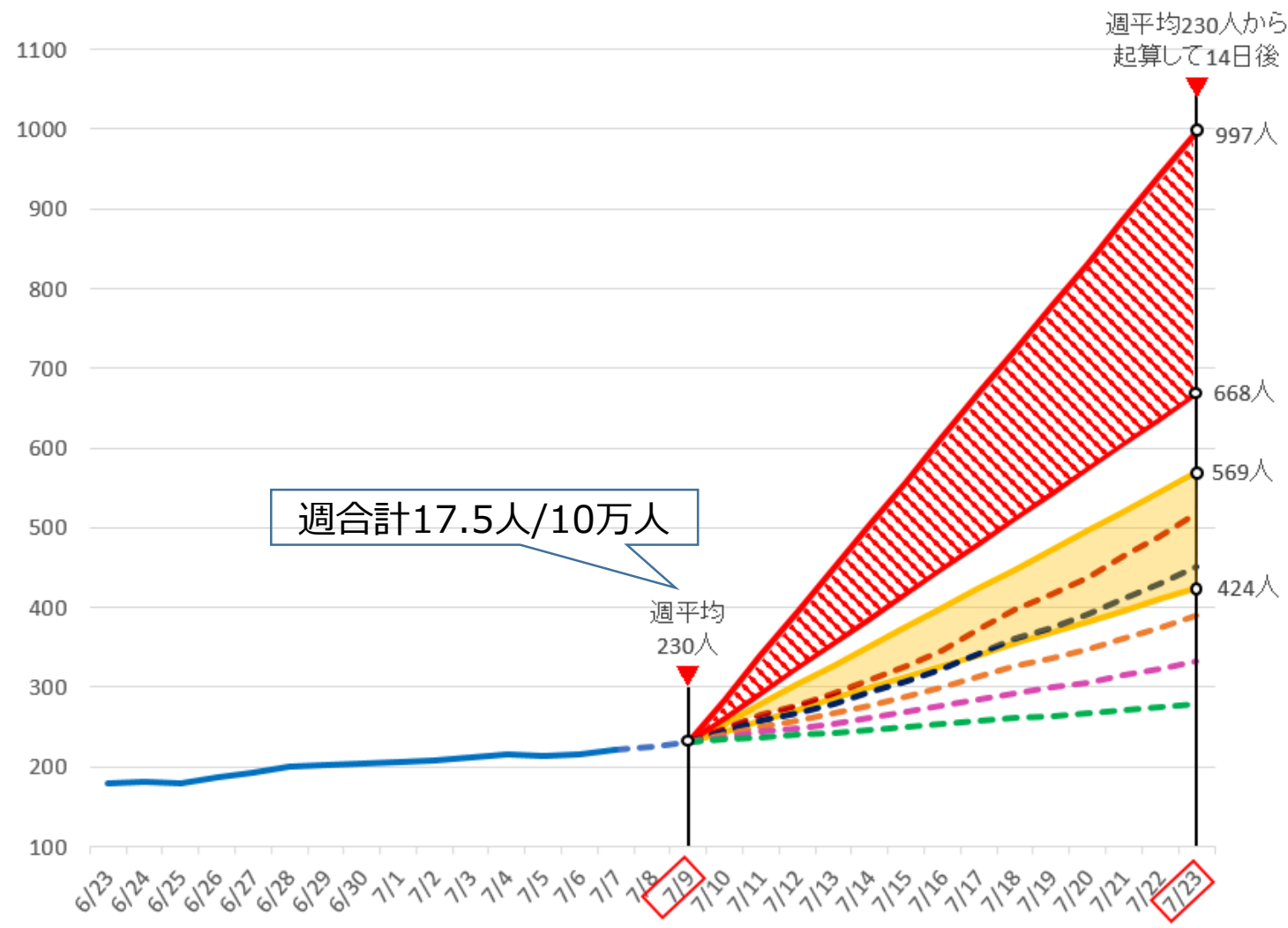
2021年7月7日 現在

※ ←→ …直近1週間

新規陽性患者 週平均のシミュレーション

14日後の新規陽性患者 週平均のシミュレーション(週平均230人・週合計17.5人/10万人スタートの場合)

- 新規陽性患者 週平均
- - - 新規陽性患者 週平均(想定)
新規陽性患者が前週比約1.14倍(6/26~7/7の平均)で増加し続けると仮定
- - - 前週比1.5倍
- - - 前週比1.4倍
- - - 前週比1.3倍
- - - 前週比1.2倍
- - - 前週比1.1倍
- 第3波の新規陽性患者 週平均(神奈川県)の最大角度で増加した場合(パターン②)×1.0倍~1.75倍
- 第3波の新規陽性患者 週平均(神奈川県)の12月中旬から下旬の角度で増加した場合(パターン①)×1.0倍~1.75倍



週合計75.7人/10万人



週合計50.7人/10万人

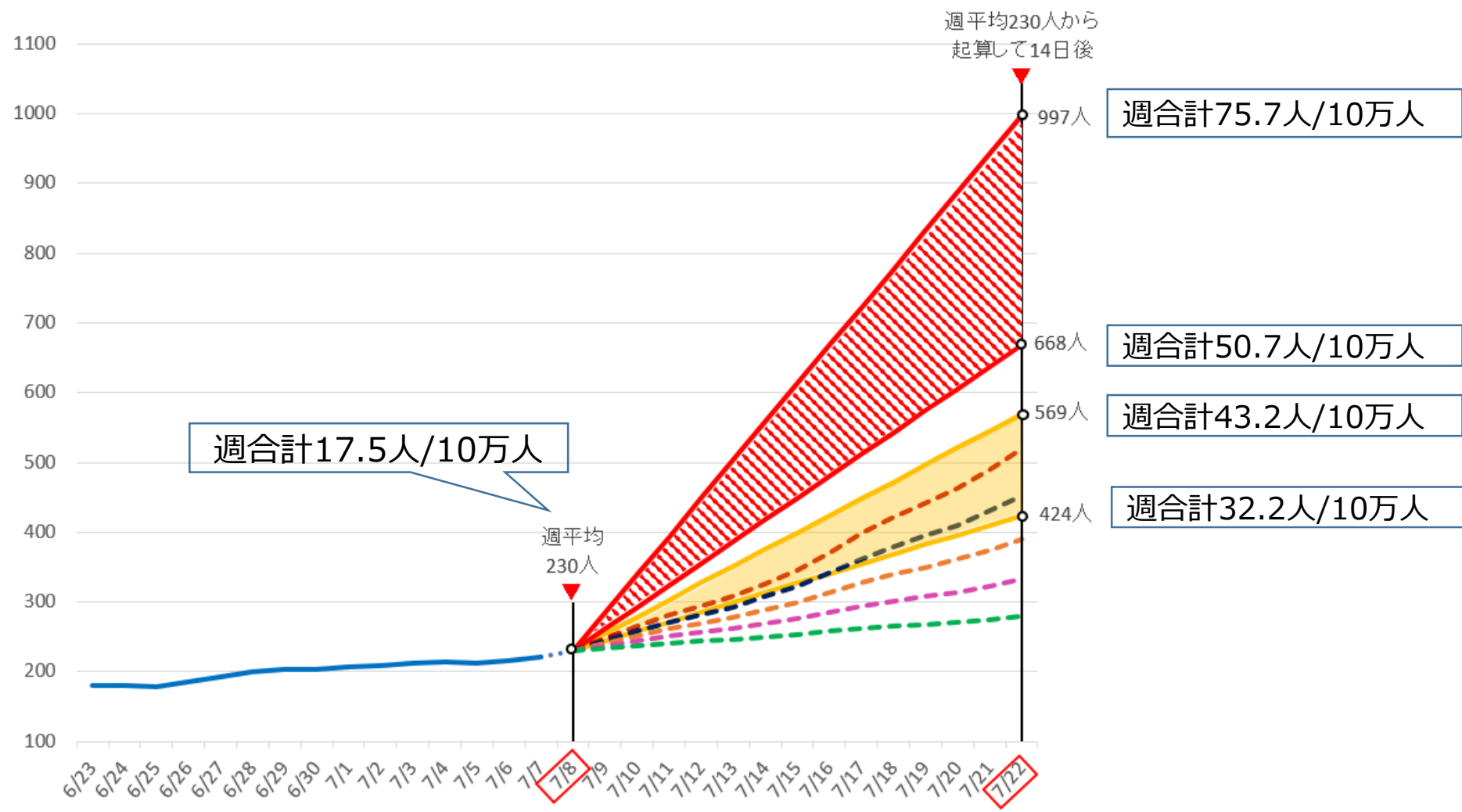
週合計43.2人/10万人

週合計32.2人/10万人

新規陽性患者 週平均のシミュレーション

■ 14日後の新規陽性患者 週平均のシミュレーション(週平均230人・週合計17.5人/10万人スタートの場合)

- 新規陽性患者 週平均
- 新規陽性患者 週平均(想定)
新規陽性患者が前週比約1.3倍(6/26~6/28の平均)で増加し続けると仮定
- - - 前週比1.5倍
- - - 前週比1.4倍
- - - 前週比1.3倍
- - - 前週比1.2倍
- - - 前週比1.1倍
-  第3波の新規陽性患者 週平均(神奈川県)の最大角度で増加した場合(パターン②)×1.0倍~1.75倍
-  第3波の新規陽性患者 週平均(神奈川県)の12月中旬から下旬の角度で増加した場合(パターン①)×1.0倍~1.75倍



7月12日以降の 本県の対応について

令和3年7月8日

措置区域について

県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数
(4月8日～14日)

保健所別新規感染者数
(4月16日～22日)

保健所別新規感染者数
(4月28日～5月4日)

保健所別新規感染者数
(5月18日～5月24日)

保健所別新規感染者数
(6月11日～6月17日)

保健所別新規感染者数
(6月30日～7月6日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.53
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	764	20.33
川崎	435	28.26
相模原	93	12.86
横須賀	52	13.32
藤沢	44	10.07
茅ヶ崎管内	53	18.22
県域	332	15.98
(平塚管内)	111	19.05
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	55	16.36
(厚木管内)	141	16.48
県合計	1,773	19.24

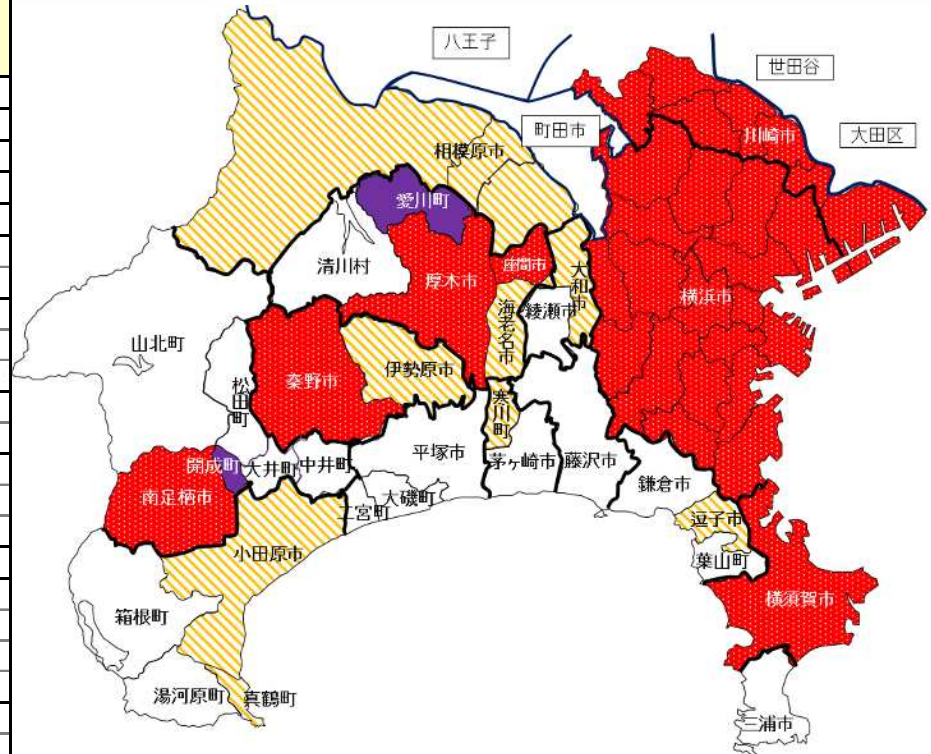
保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	507	13.49
川崎	285	18.51
相模原	86	11.90
横須賀	45	11.53
藤沢	25	5.72
茅ヶ崎管内	23	7.91
県域	225	10.83
(平塚管内)	45	7.72
(鎌倉管内)	14	4.62
(小田原管内)	53	15.77
(厚木管内)	113	13.20
県合計	1,196	12.98

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	611	16.26
川崎	285	18.51
相模原	106	14.66
横須賀	67	17.17
藤沢	41	9.39
茅ヶ崎管内	15	5.16
県域	254	12.22
(平塚管内)	73	12.53
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	38	11.30
(厚木管内)	118	13.79
県合計	1,379	14.96

県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

市町村	保健所	人口 (10万人)	6/23-6/29		6/30-7/6		傾向	市町村
			新規 報告	人口10万 人当たり	新規 報告	人口10万 人当たり		
横浜市	横浜市	37.58	606	16.13	611	16.26	→	横浜市
川崎市	川崎市	15.40	236	15.33	285	18.51	↗	川崎市
相模原市	相模原市	7.23	85	11.76	106	14.66	↗	相模原市
横須賀市	横須賀市	3.90	56	14.35	67	17.17	↗	横須賀市
藤沢市	藤沢市	4.37	41	9.39	41	9.39	→	藤沢市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	2.42	11	4.54	10	4.13	→	茅ヶ崎市
寒川町	茅ヶ崎市	0.49	4	8.24	5	10.30	↗	寒川町
平塚市	平塚	2.58	27	10.48	24	9.31	→	平塚市
二宮町	平塚	0.28	2	7.26	1	3.63	↘	二宮町
大磯町	平塚	0.31	1	3.21	0	0.00	↘	大磯町
秦野市	秦野	1.64	13	7.91	33	20.09	↑	秦野市
伊勢原市	秦野	1.02	2	1.96	15	14.69	↑	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	8	4.63	13	7.52	↗	鎌倉市
逗子市	鎌倉	0.57	6	10.53	6	10.53	→	逗子市
葉山町	鎌倉	0.32	3	9.51	3	9.51	→	葉山町
三浦市	三崎	0.42	1	2.39	3	7.18	↗	三浦市
小田原市	小田原	1.89	32	16.93	25	13.22	↘	小田原市
箱根町	小田原	0.11	1	9.15	0	0.00	↓	箱根町
湯河原町	小田原	0.23	3	12.78	0	0.00	↓	湯河原町
真鶴町	小田原	0.07	0	0.00	1	14.87	↑	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	2	4.85	7	16.97	↑	南足柄市
山北町	足柄上	0.10	0	0.00	0	0.00	→	山北町
中井町	足柄上	0.09	0	0.00	0	0.00	→	中井町
大井町	足柄上	0.17	6	35.17	0	0.00	↓	大井町
松田町	足柄上	0.11	0	0.00	0	0.00	→	松田町
開成町	足柄上	0.18	0	0.00	5	27.47	↑	開成町
厚木市	厚木	2.24	54	24.13	39	17.43	↓	厚木市
海老名市	厚木	1.36	10	7.38	17	12.54	↑	海老名市
座間市	厚木	1.31	18	13.77	24	18.36	↗	座間市
愛川町	厚木	0.39	9	22.92	10	25.47	↗	愛川町
清川村	厚木	0.03	0	0.00	0	0.00	→	清川村
大和市	大和	2.39	29	12.13	24	10.04	↘	大和市
綾瀬市	大和	0.84	10	11.87	4	4.75	↓	綾瀬市

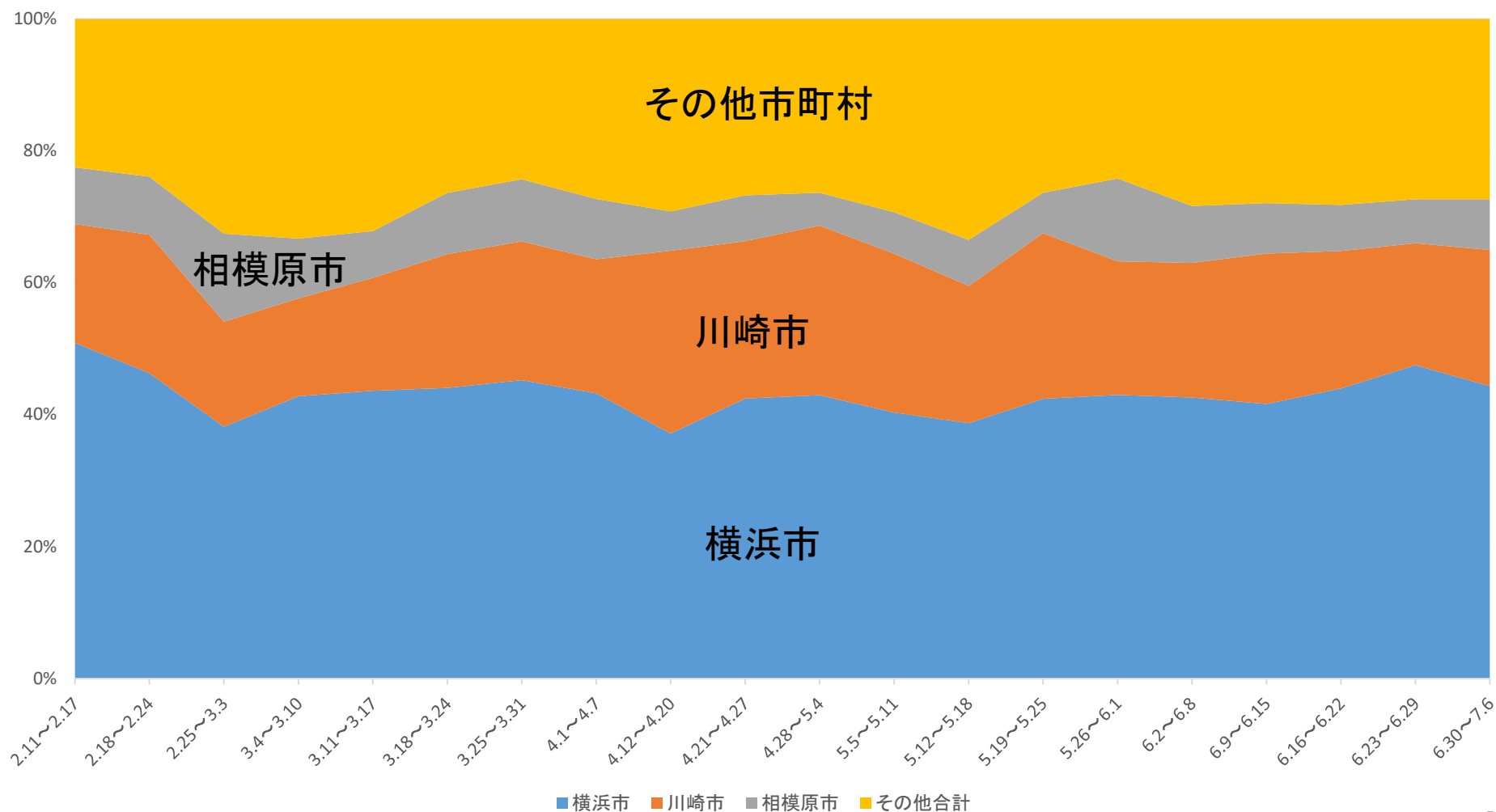


25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人~25人 (ステージⅢ)	赤	
10人~15人 (ステージⅡ)	黄	

県内新規感染者の居住市町村別の割合①

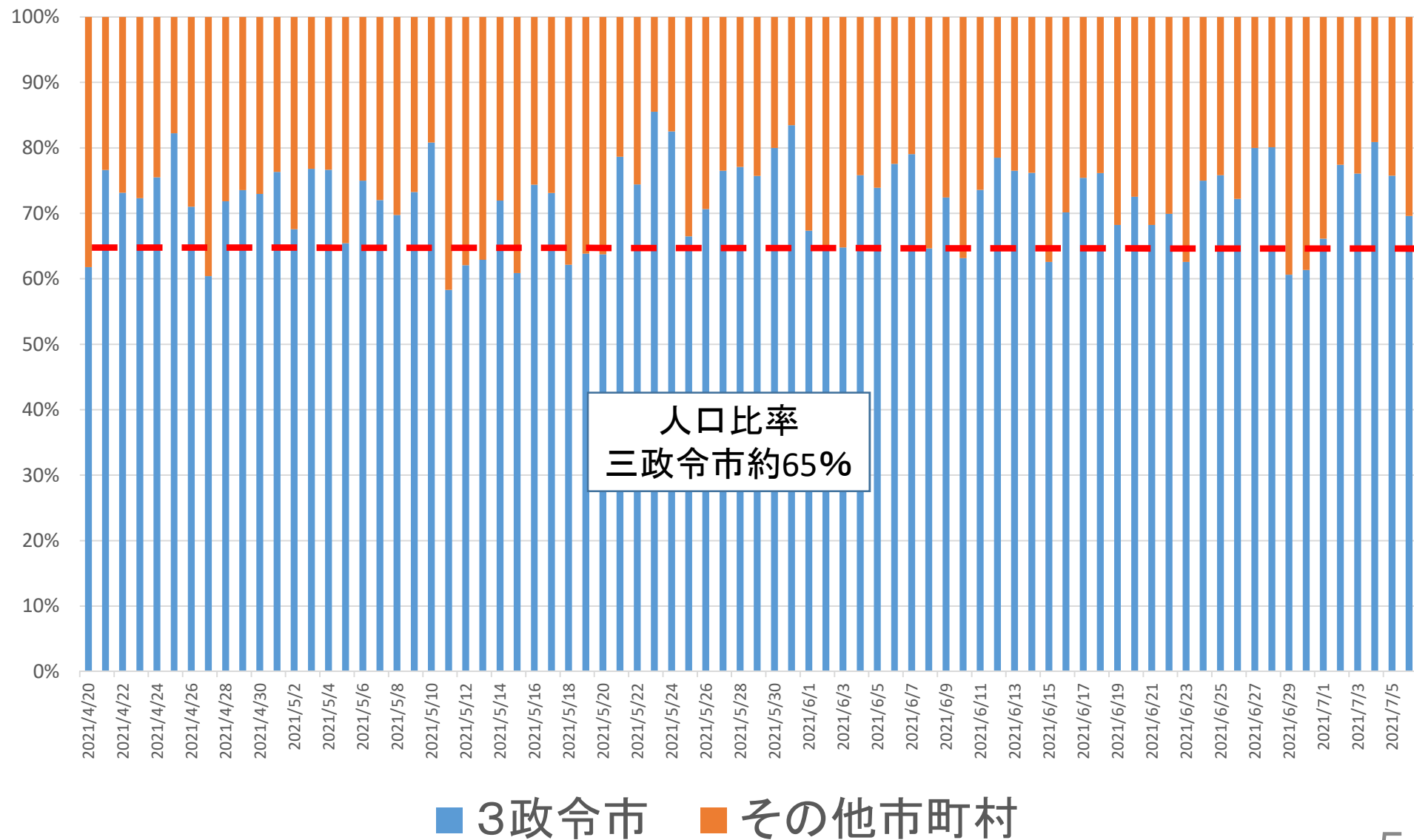
半年を通じて、県内の新規感染者のうち、3政令市が7割を占めている。

- ・ 横浜市は概ね4割前後で推移
- ・ 川崎市は概ね2割前後で推移
- ・ 相模原市は概ね1割前後で推移



県内新規感染者の居住市町村別の割合②

令和3年4月20日以降の3政令市とその他市町村の新規感染者数の割合



措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数①

	4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)		4月21日～7月6日 新規感染者数	10万人あたりの新規感染者 (7日間平均)
横浜市	6,805	16.46	小田原市	313	15.05
川崎市	3,562	21.03	箱根町	20	16.64
相模原市	1,171	14.72	湯河原町	24	9.29
横須賀市	563	13.11	真鶴町	3	4.06
藤沢市	518	10.78	南足柄市	43	9.47
茅ヶ崎市	231	8.67	山北町	4	3.82
寒川町	51	9.55	中井町	5	4.90
平塚市	394	13.90	大井町	30	15.98
二宮町	22	7.26	松田町	7	5.96
大磯町	24	7.01	開成町	26	12.98
秦野市	199	11.01	厚木市	513	20.84
伊勢原市	163	14.52	海老名市	255	17.10
鎌倉市	192	10.09	座間市	197	13.70
逗子市	52	8.29	愛川町	69	15.98
葉山町	32	9.22	清川村	3	8.96
三浦市	42	9.13	大和市	335	12.73
			綾瀬市	146	15.75

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者数②

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36
愛川町	7.64	7.64	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75

措置区域設定の考え方

【考え方】

- 措置の延長期間が長期間になることを見据え、重点措置期間全体を通じた感染状況、直近の状況などを総合的に評価、判断する。
- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 人口規模が少ない市町村は、少数の感染者数でも変動が大きいことなどから、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。



これまでの措置期間を通じた平均で、政令市以外の一定の人口規模を有する市町村のうち、ステージⅢ以上は、小田原市、厚木市、海老名市、綾瀬市。(P6)
このうち、小田原市、海老名市、綾瀬市は変動が大きく、直近は比較的落ち着いている。(P7)

政令市(横浜市、川崎市、相模原市)は措置区域継続
措置期間のすべての週でステージⅢ以上にある厚木市を措置区域とする。

※感染状況に大きな変化があれば措置区域見直しなどを検討

措置内容について

酒類提供に係る要請事項

国の対処方針の変更で、酒類は原則、提供停止。
酒類提供停止を解除した6月21日以降、感染者数は増加傾向であり、本県が独自に設定した**ブレーキ措置の基準(週平均1日230人)**を超えたため、**措置区域内は、原則、酒類提供停止を要請する。**

- 7月12日以降、措置区域内は、**原則、酒類提供停止を要請する。**
- ただし、**県の認証を受けた「マスク飲食実施店」**又は、7月11日までにマスク飲食実施店の認証申請を行った店舗は**要請の対象外**とし、現在の条件※で酒類提供を可能とする。
※「11時から19時まで」、「滞在時間90分以内」、「1組4人以内、又は同居家族」
- なお、7月31日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日以降、現在の条件で酒類の提供を可能とする。
- 申請後の現地確認等で「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていないことが判明した場合は、酒類の提供停止を要請するとともに、条件を満たしていなかった期間の協力金を交付しない。

事業者への要請(飲食店等)

措置区域	その他区域
<p>○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項)</p> <p>【時間】5時から20時まで</p> <p>原則、酒類の終日提供停止(酒の持込み含む) ただし、「マスク飲食実施店」、又は7月11日までに 認証申請を行った店舗を除く</p> <p>(7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行えなかった店舗で、 7月31日までの間に、認証申請を行った場合には、その認証申請を 行った翌日以降、酒類の提供を可能とする。)</p> <p>【マスク飲食実施店が酒類提供する際の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類の提供時間を11時から19時まで ・ 酒類提供店の滞在時間(90分以内)、 ・ 人数(1組4人以内、同居家族) 	<p>○営業時間の短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>【時間】5時から21時まで</p> <p>酒類の提供は11時から20時まで</p> <p>【酒類提供店の滞在時間(90分以内)、 人数(1組4人以内、同居家族) 感染防止対策の基本4項目の遵守※】</p>
<p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置※ ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※ ・ 施設の換気※ ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※ ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>○まん延防止等の措置(法第24条第9項)</p> <p>同左</p>
<p>○必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項) ・ 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項) ・ 命令のための立入検査等(法第72条) ・ 命令違反等に対する過料(法第80条) 	
<p>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	

大規模集客施設への要請

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バドミントン練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

事業者への要請(飲食店等以外の施設)①

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の 実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none">○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域	
○収容人数等の要請(法24条第9項)		
収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。		
○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から20時まで	○営業時間短縮の働きかけ 【時間】5時から21時まで 飲食を伴うテナントは、5時から20時まで	
○酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ		

県民への要請

県内全域(措置区域＋その他区域)

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

○ 東京2020大会は、おうちでおひとりおひとり熱い声援の要請

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

飲食店等に対する協力金（第13弾）について（案）

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市	左記以外の県域
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の 交付要件 (7/12~8/22の 42日間)	営業時間	・営業時間は5時から20時まで
	酒類の 提供	<p>・営業時間は5時から21時まで</p> <p>・酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。</p> <p>【条件】</p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理 ②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 ⇒ 取組書への明示 (注) 上記①及び②は、酒類を提供する客に限る</p>
	その他の 交付要件	<p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止</p> <p>○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨</p>
想定対象店舗数	約26,000店舗	約14,000店舗
所要額	協力金約553億円…A	協力金約250億円…B
協力金の算定方法	<p><中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p><中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>

合計 A+B=約803億円

飲食店等の事業者の皆様へ

まん延防止等重点措置区域内（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市）の飲食店等におかれましては、7月12日以降、酒類の提供はできません。

ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。

また、「マスク飲食実施店」の認証を得ていない飲食店等におかれましては、7月31日までの間に申請を行った場合には、申請日の翌日以降、酒類の提供が可能です。（申請日以前に酒類を提供することはできません。）

※このほかの条件は県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

※8月1日以降に申請された場合は、認証されるまで酒類の提供ができません。認証には一定の時間を要します。

（今後の感染状況により、措置区域が変更になる可能性もありますので、現在措置区域外の飲食店等におかれましても積極的な申請をお願いいたします）

申請の方法

- 県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』から申請フォームに必要事項を入力して申請します。

神奈川 マスク飲食 認証 検索



※ 申請にあたっては、次のすべての項目に取り組んでいただいている必要があります。

感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含む）
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

申請後のお願い

- 申請直後、申請フォームで入力したメールアドレスあてに県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きますので、ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。（7月31日までに申請があった店舗に限ります）

※7月8日までに申請のあった飲食店等におかれましては、7月9日に、申請フォームで入力したメールアドレスあてに、県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きます。（ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。）

※県のホームページで、「マスク飲食実施店」と合わせて「マスク飲食実施店申請中」の店舗として公表します。

※県の現地確認の結果、上記認証項目を満たしていることが確認できない場合、「マスク飲食実施店」の認証はできません。

※まん延防止等重点措置区域において、7月12日以降に酒類の提供を行う飲食店等については、「マスク飲食実施店」認証書又は「申請中」確認書を掲示することが、協力金（第13弾）の交付要件の一つとなります。

パソコン、スマートフォン等をお持ちでない方

【申請書の配布または取り寄せ】

- ・県機関（県庁、各地域県政総合センター）、市町村、商工会議所、商工会、食品衛生協会等で申請書を配布しています。
- ・下記問い合わせ先にて郵送またはファクシミリで申請書の取り寄せもできます。（郵送の場合日数がかかります）

【申請方法】

- ・ファクシミリの場合、下記のファクシミリ番号に申請書をお送りください。

【ファクシミリ】 045-210-8819

- ・郵送の場合、下記住所に申請書をお送りください。

【受託事業者】

〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25

NTT 東日本仙台青葉通ビル8階（株）NTT ネクシア 仙台センター 内
神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛

※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。
（利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。）

お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

※「音声案内が流れたら②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」
を選択してください ※ 9:00～17:00

【ファクシミリ】 **045-210-8819**



マスク飲食実施店 申請書

申請日

事業者名 (運営法人名または個人事業主氏名)		法人番号(法人の方のみご記入ください)
事業者・郵便番号	事業者住所(運営法人または個人事業主)	事業者代表電話番号(運営法人または個人事業主)

申請店舗名	店舗郵便番号	申請店舗・住所

営業時間(時短要請が無かった場合)	申請担当者・氏名	申請担当者・氏名 (フリガナ)
申請時点の客席数	申請担当者・電話番号	申請担当者・メールアドレス

チェック項目	
※各項目に実施している場合□にチェックを入れてください ※原則として「全ての項目」の実施が必要です	
感染防止対策取組書	マスク飲食実施店認証条件
<input type="checkbox"/> 感染防止対策取組書の掲示	<input type="checkbox"/> マスク飲食実施店であることの対外的な発信 (宣言)
<input type="checkbox"/> 取組項目の実施	<input type="checkbox"/> 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
基本的な感染防止対策	<input type="checkbox"/> マスク飲食用マスク等の配布
<input type="checkbox"/> 手指消毒の徹底	<input type="checkbox"/> 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
	<input type="checkbox"/> 注文時や料理提供時の再度の説明
<input type="checkbox"/> アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保	<input type="checkbox"/> マスク飲食の実施状況のウォッチ (注文した料理を待っている間含む)
	<input type="checkbox"/> マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 換気の徹底	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

チラシ、認証条件(詳細)等をよく読み、内容を理解しました。認証条件や、特措法に基づく県からの要請を遵守します。
この情報を、神奈川県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付事務に利用することを同意します。

【申請書郵送先】	〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル8階 (株) NTT ネクシア 仙台センター 内 神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛
-----------------	---

※本申請書は上記の県委託業者へご郵送ください。
 ※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。
 (利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。)

マスク飲食実施店認証条件（詳細）

感染防止対策取組書		
チェック項目	詳細	
1	感染防止対策取組書の掲示	感染防止対策取組書を掲示している
2	取組項目の実施	感染防止対策取組書に記載の取組項目をすべて実施している
基本的な感染防止対策		
チェック項目	詳細	備考
1	手指消毒の徹底 ア 店内入口に消毒設備を設置している イ 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている（入店時に難しい場合は注文時）	ア及びイを満たしていること
2	アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保 ア 座席と座席の間にパーティションを設置している（同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外しても良い） イ パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである ウ 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	「ア及びイ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
3	換気の徹底 ア 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている イ 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている（換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m ³ ）を確保している） ウ 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している（定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している	「ア」、「イ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
マスク飲食の実施		
チェック項目	取組例	
1	マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言） ○ ホームページを開設している場合は、その中で、でマスク飲食に取り組んでいることを宣言している。 ○ 店舗の入口にマスク飲食を実施していることがわかるチラシ、ポスターを掲示している。（手書きでも可）	
2	入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明 ○ 従業員から口頭でマスク飲食に取り組んでいることを説明している。 ○ （入店時に接客係がないお店の場合）マスク飲食実施に取り組んでいることがわかるものを入口の必ず客が目にする箇所に掲示してある。	
3	マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ ○ 入店時に説明した時にマスク飲食に協力しない意思を示した客に対して、入店を遠慮するよう伝えている。	
4	マスク飲食用マスク等の配布 ○ 客が必要とした時に提供する飲食用マスクの用意がある。	
5	注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ ○ 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等でマスク飲食を呼び掛けている。 ○ ディスプレイ等がない場合は、ポップ等でもよい。	
6	注文時や料理提供時の再度の説明 ○ （その時点でのマスク着用の有無に関わらず、）注文時や料理を提供する際に、マスク飲食に取り組むよう促している。	
7	マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含） ○ 客がマスク飲食に取り組んでいることをスタッフが適宜確認している。	
8	マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ ○ マスク等なしで会話している客がいる場合に、個別にマスク着用するよう声をかけている。	
9	マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請 ○ マスク等なしで会話している客に声がけをしてもマスクを着用しない場合に、早期退店を促している。	

※この認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。

マスク飲食実施店 認証申請中 確認書

- ※この店舗は、「マスク飲食実施店」認証制度に申請していることを神奈川県が確認しています。
- ※この確認書は、県による審査後、「マスク飲食実施店認証書」が正式に発行されるまで有効です。
- ※その期間内は、まん延防止等重点措置区域内においても、酒類の提供を可とします。

MASK
マスク飲食実施店
認証書

かながわ食堂 横浜みなとみらい本店 殿

貴店は感染防止対策として食事中以外でのマスク着用を徹底し、お客様一人ひとりが安心して快適なひとときを過ごせるように取り組んでいますので、「マスク飲食実施店」として認証します。

認証番号：1234
事業所名：かながわ食堂 横浜みなとみらい本店
業態：飲食店等
住所：横浜市中区住吉町9-87
有効期限：令和4年3月31日

令和3年4月27日

神奈川県知事 高岩祐治

大規模施設等に対する協力金（第4弾）について（案）

「まん延防止等重点措置区域」の4市において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく 時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した 一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」
所要額	約120億円 …①	約5億円 …②

合計 ① + ② = 約125億円

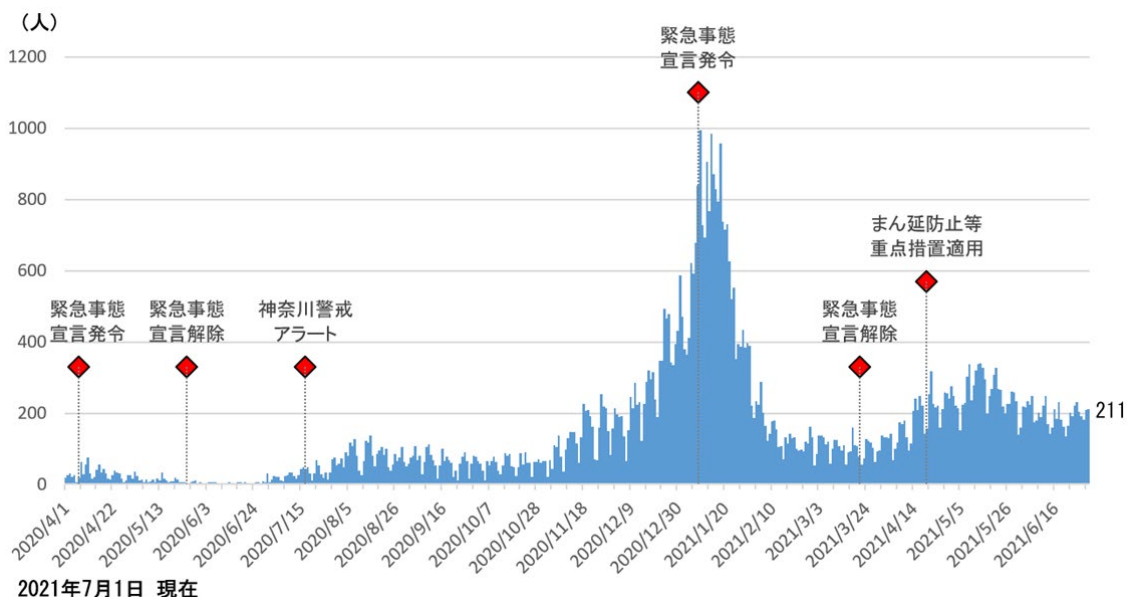
抗原検査キットを活用した新たな 感染拡大抑制策

医療危機対策本部室

2021.7.8 ver.3

1 感染対策の現状と対応策の限界

新規感染者数の推移（人）



- 第4波、新規感染者数は下げ止まりから増加傾向が続いている
- 高齢者施設など向け定期PCR検査による施設向け対策は進む一方、**高齢者施設など向けPCR検査により施設向け対策は進んだ**
- 既にまん延防止等重点措置により**飲食店の営業制限**を行っているが、下げ切るには**十分な低減効果が出ているとは言えない**

- **患者数・クラスターが増え、長期化は精緻な積極的疫学調査を困難にする**
- **感染性が高い変異ウイルスの浸透が従前の常識的対応との矛盾が生じる**

**感染拡大を防止する「急所」のすり抜けがある状況で、
「点」で押さえる戦略は限界を迎えつつある**

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

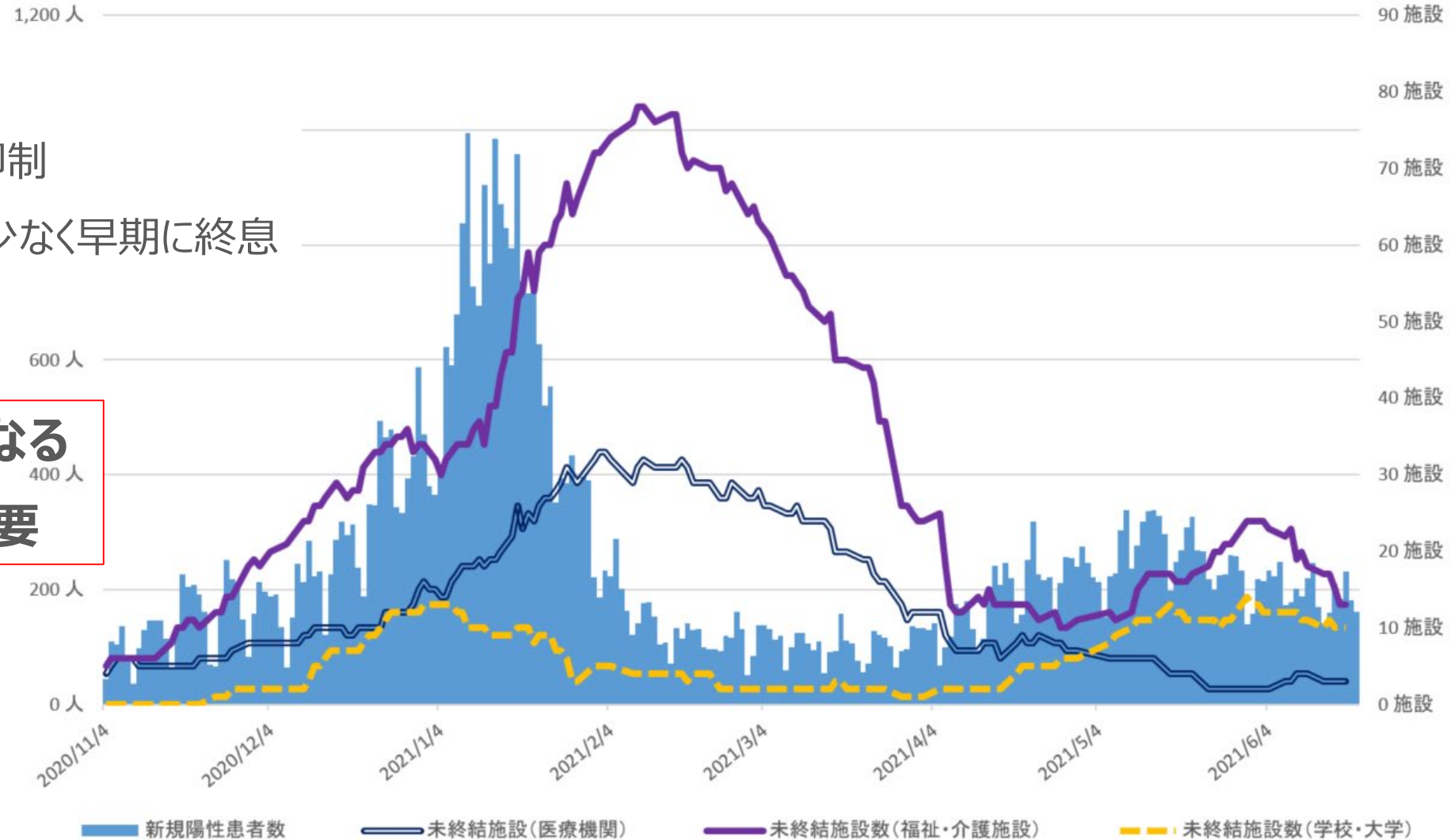
新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

第4波は第3波と比して

医療機関クラスターはほぼ抑制

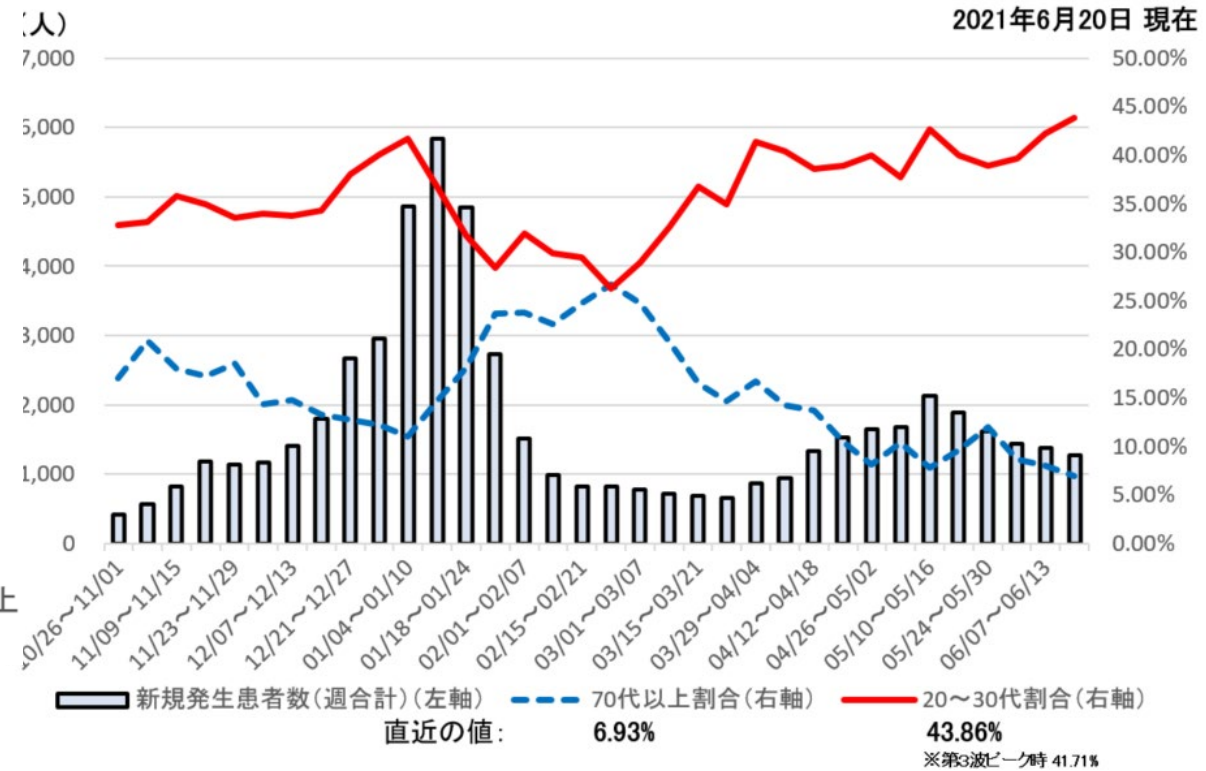
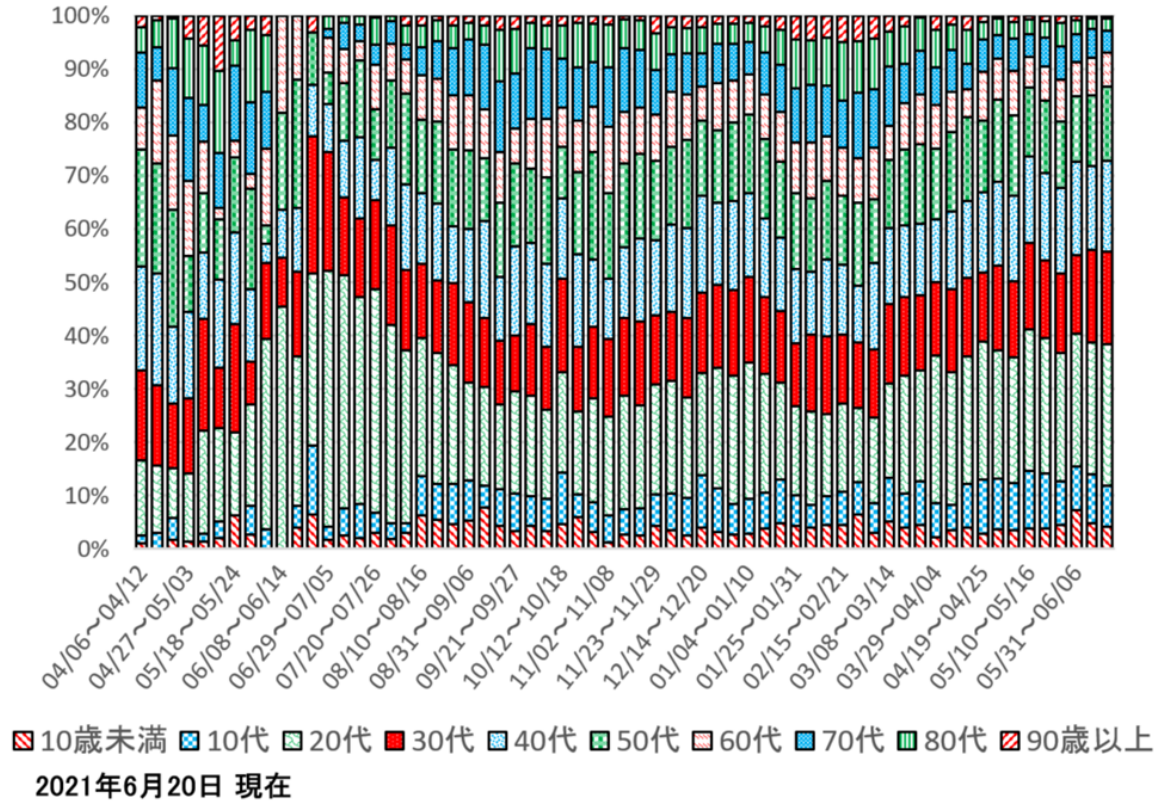
高齢者施設等クラスターは少なく早期に終息

病院、高齢者施設とは異なる
ターゲットに対する対策必要



2021年6月20日 現在

ターゲット世代転換に関わる施策を



20・30歳代、40・50歳代

の感染者比率が高い状態が継続している

就学・就労世代をターゲットに対する対策必要

2-1 神奈川県抗体検査の解析

① 市中の抗体保有状況調査

2021年1～3月に20歳以上の県内在住者のうち、**ランダム**に抗体検査を実施

$$\frac{\text{抗体保有者数}}{\text{検査数}} = \frac{17\text{人}}{1,404\text{人}} = \text{市中の抗体保有率 } \underline{1.2\%}$$

同時期の陽性者数は全県民の0.5%※

※県民約920万人に対する3月までの陽性者数48,070人の割合

② 発熱等の有症状者の抗体保有状況調査

2021年3月に20歳以上の県内在住者のうち、**LINEパーソナルサポートにて発熱等の症状有り**と回答した者を対象として抗体検査を実施

$$\frac{\text{抗体保有者数}}{\text{検査数}} = \frac{87\text{人}}{703\text{人}} = \text{有症状者の抗体保有率 } \underline{12.4\%}$$

有症状者にはコロナ既往者が多いことが判明

2-2 神奈川県抗体検査結果への考察

抗体検査で判明した市中感染率 **1.2%** - 実際に判明した陽性者率 **0.5%**
= **0.7%**が検査を受けずにすり抜けてしまっている

※県民約920万人に対する3月までの陽性者数48,070人の割合

- 考えられる理由：
1. 症状が軽く、短期間であったため検査を受けようと思わなかった
 2. 検査を受ける（受けた）ことを理由に学校や職場を休むことに抵抗があった
 3. 医療機関等でPCR検査を受けることに抵抗があった

各個人が自宅で軽度の症状を自覚した際に
通勤・通学を控え、医療機関を受診しようとする仕組みが必要

3 方針・対応の転換

2020年以來実施してきた「点」「急所」に対する対応策

- 感染リスクが高い場・機会をターゲットとした施策（飲食店等）
- 患者発生周辺の周辺を公衆衛生学的手法で調査（積極的疫学調査）



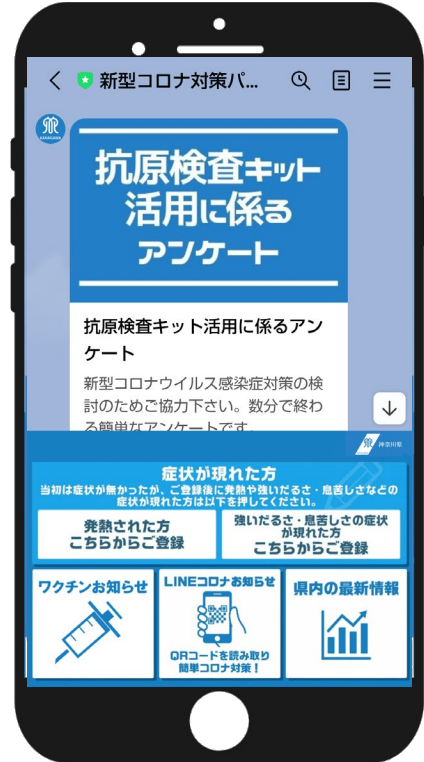
社会へのウイルスの浸透を前提にした「面」での対応策

「いつでも・どこでも」の手軽さ

- 発病したらセルフチェック（抗原検査キット）
- 感染可能性が高い際（セルフチェックで陽性）の登校・出勤を思いとどまらせる
- 医療機関受診の心理的なハードルを下げる

4 抗原検査に係るLINEパーソナルサポート上でのアンケート

アンケート画面

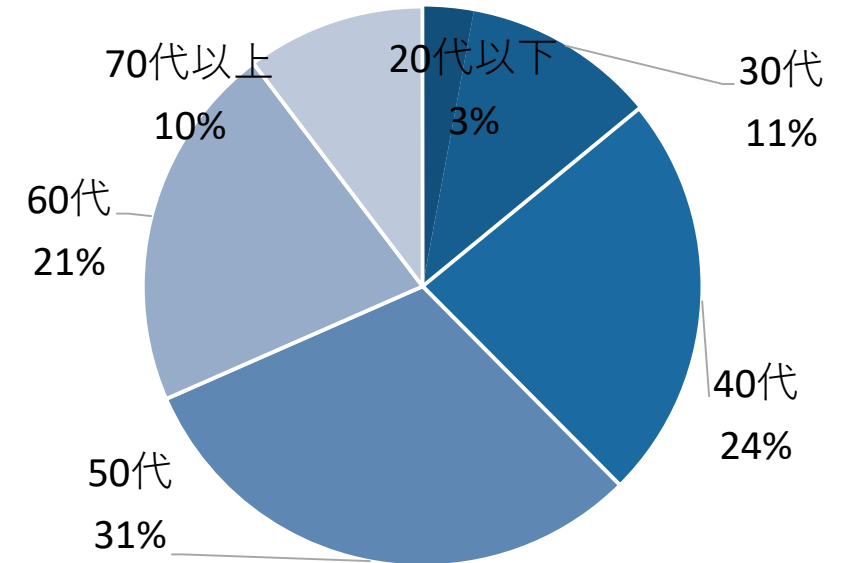


質問事項

問1	年齢
問2	有症状時に、PCR検査を受けるため医療機関を受診するか？
問3	有症状時に、通勤や通学を控えるか？
問4	「抗原検査」とは何か知っているか？
問5	自身や家族の有症状時に、抗原検査キットが手元があれば利用するか？
問6	問5の理由は？
問7	抗原検査キットで陽性が判明したら、医療機関を受診するか？
問8	抗原検査キットで陽性が判明したら、通勤や通学を控えるか？

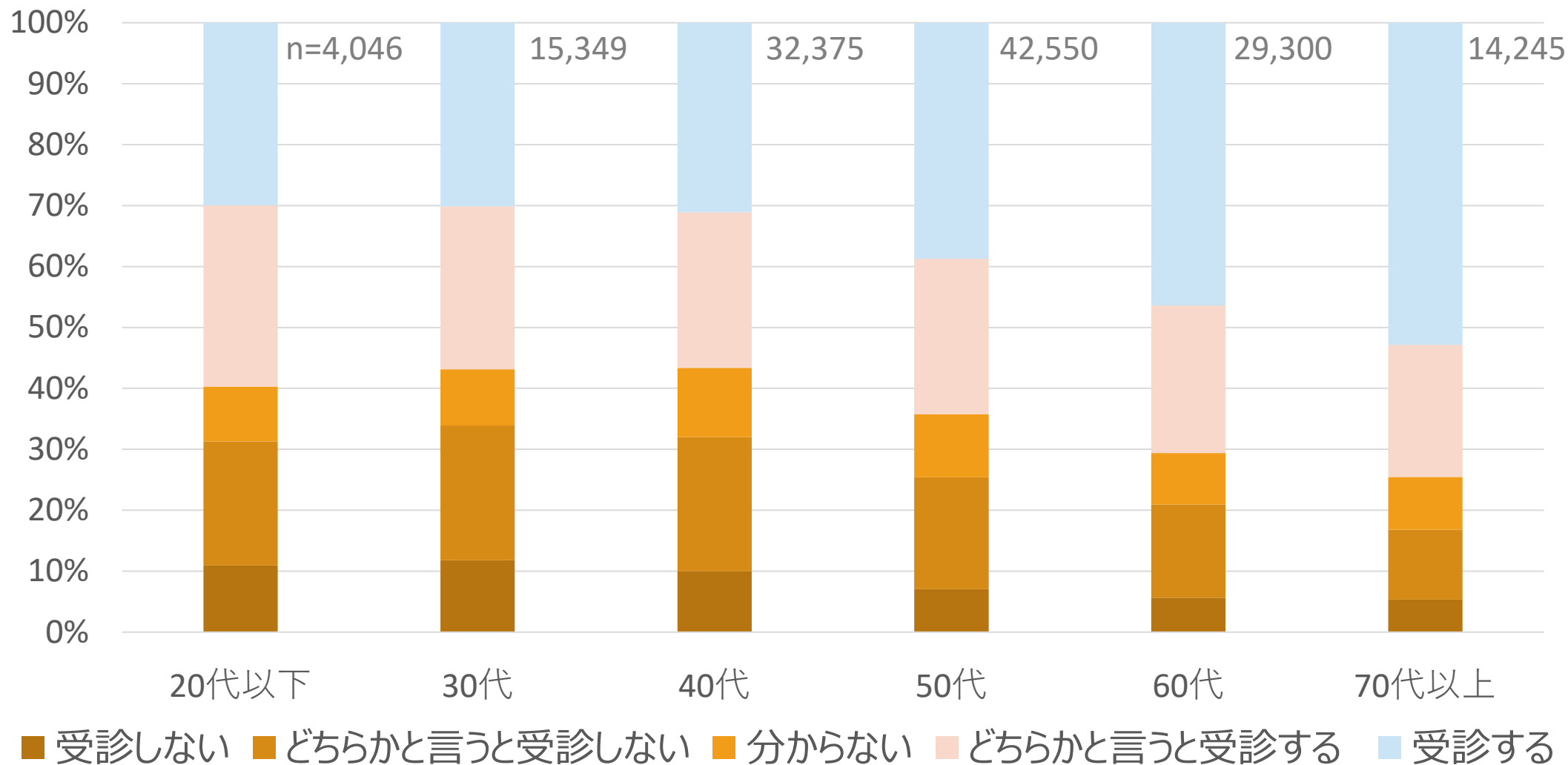
実施期間：2021年5月29日～6月1日

有効回答数：**137,865**件

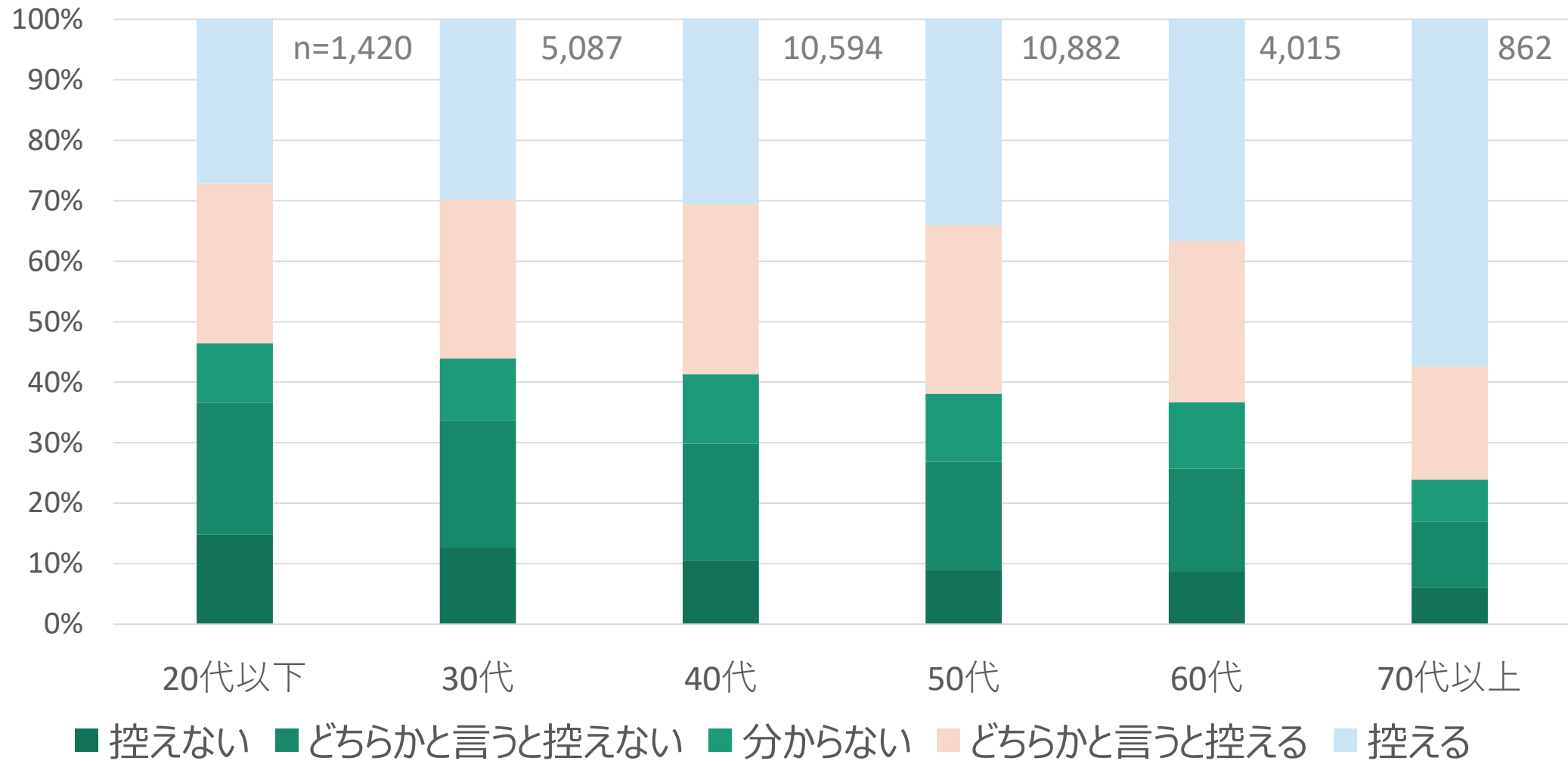


抗原検査キットを配布することで人々に行動変容を促せるかどうかのアンケートを実施

症状が出た場合に医療機関を受診するか ⇒40代以下では約4割が受診しない



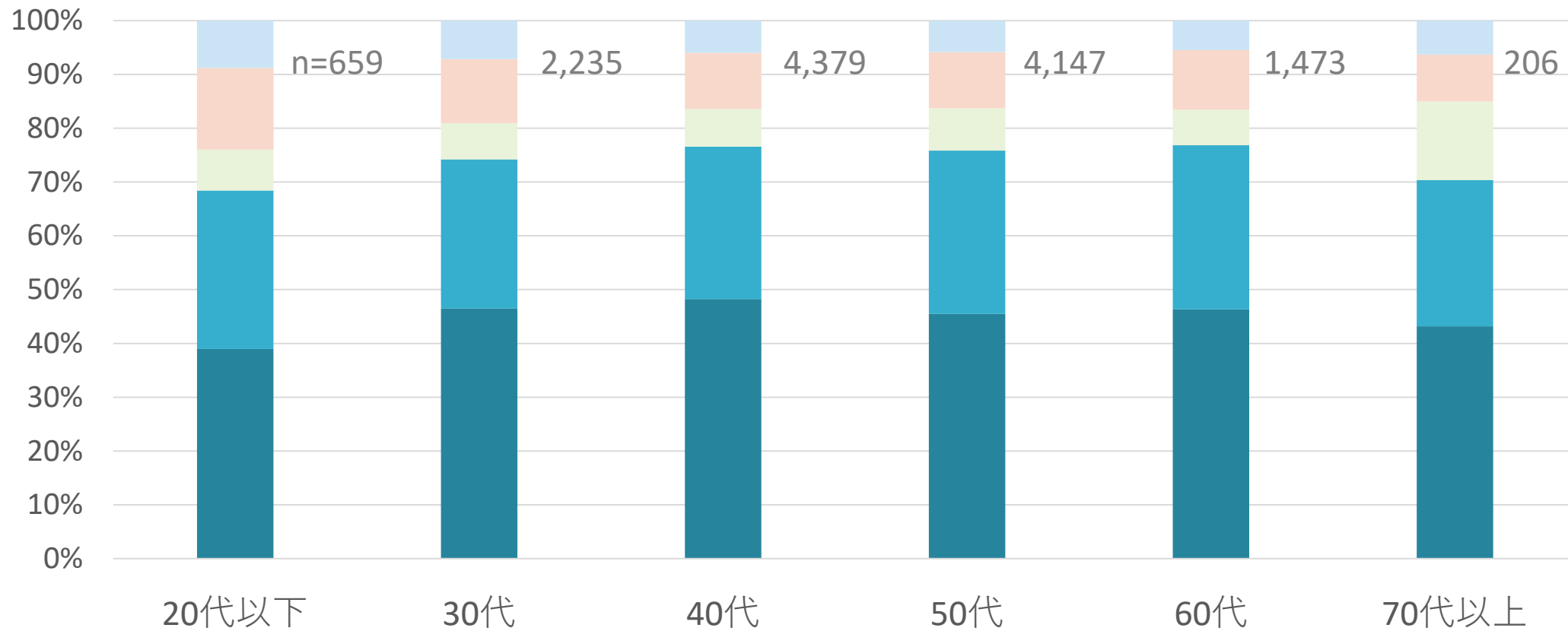
医療機関を受診しない人は通勤や通学を控えるか ⇒60代以下では4割前後が通勤や通学を続ける



* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数

通勤や通学を控えない人は検査キットを利用するか

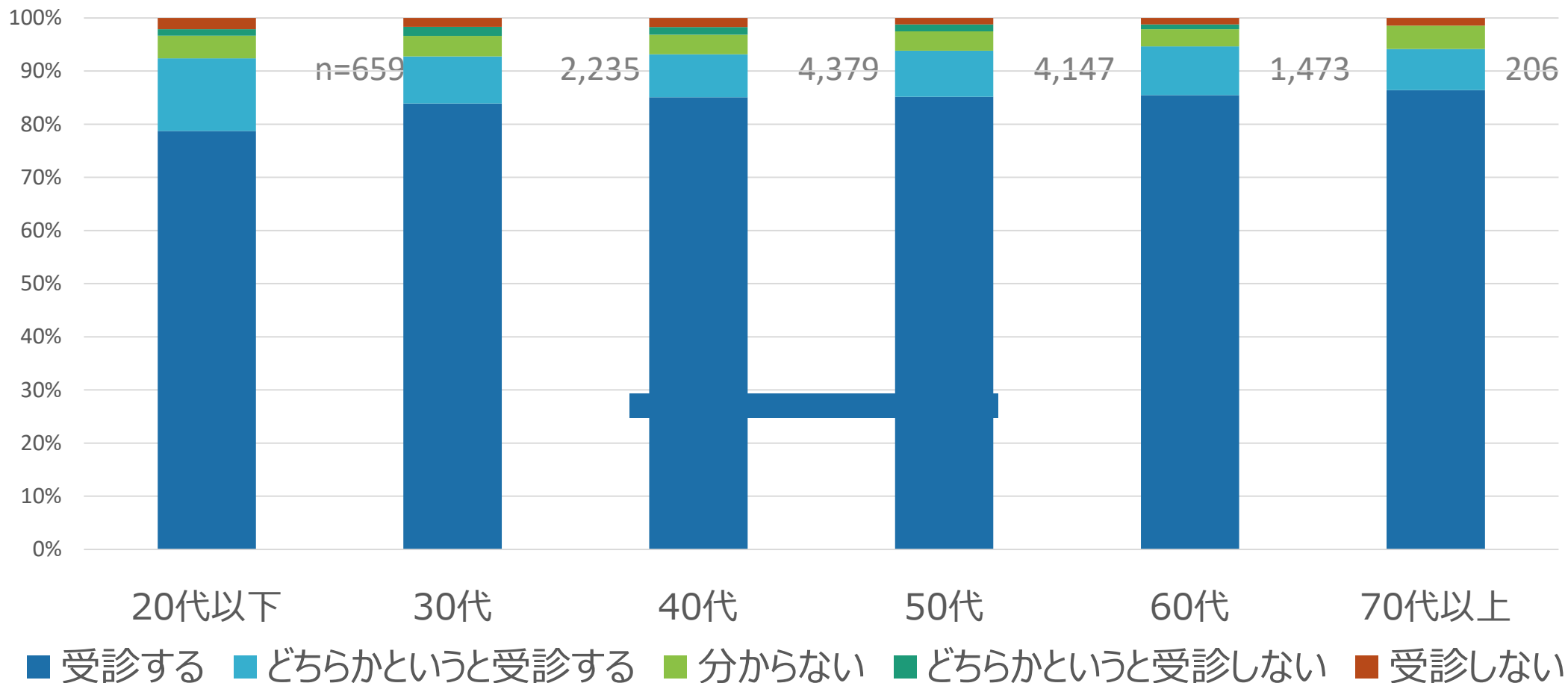
⇒全世代で7割前後（分からないを含めると8割前後）が利用



■ 利用したい ■ どちらかという利用したい ■ 分からない ■ どちらかという利用しない ■ 利用しない

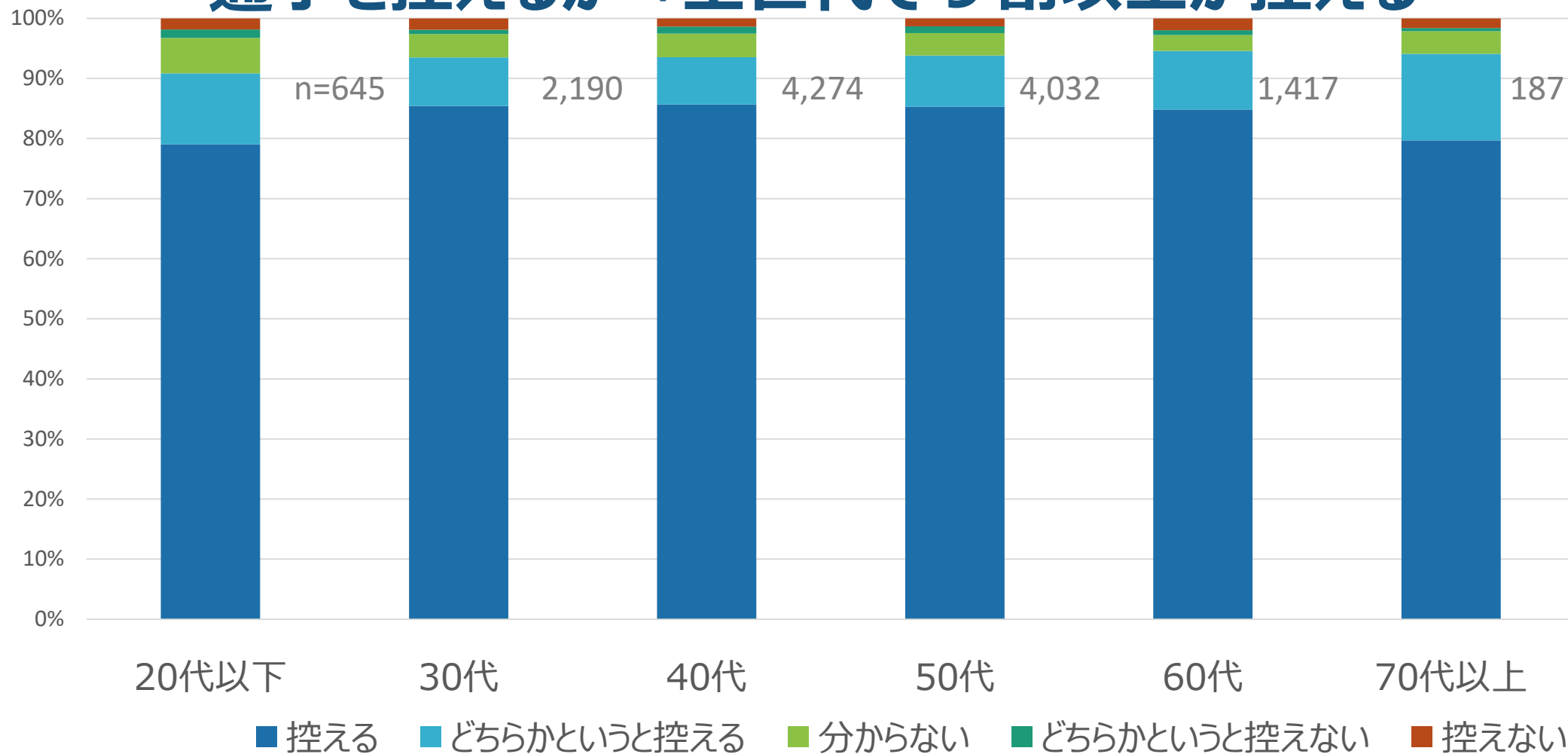
* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

検査キットで陽性が判明したら通勤や通学を控えない人は医療機関を受診するか⇒全世代で9割以上が受診する



* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

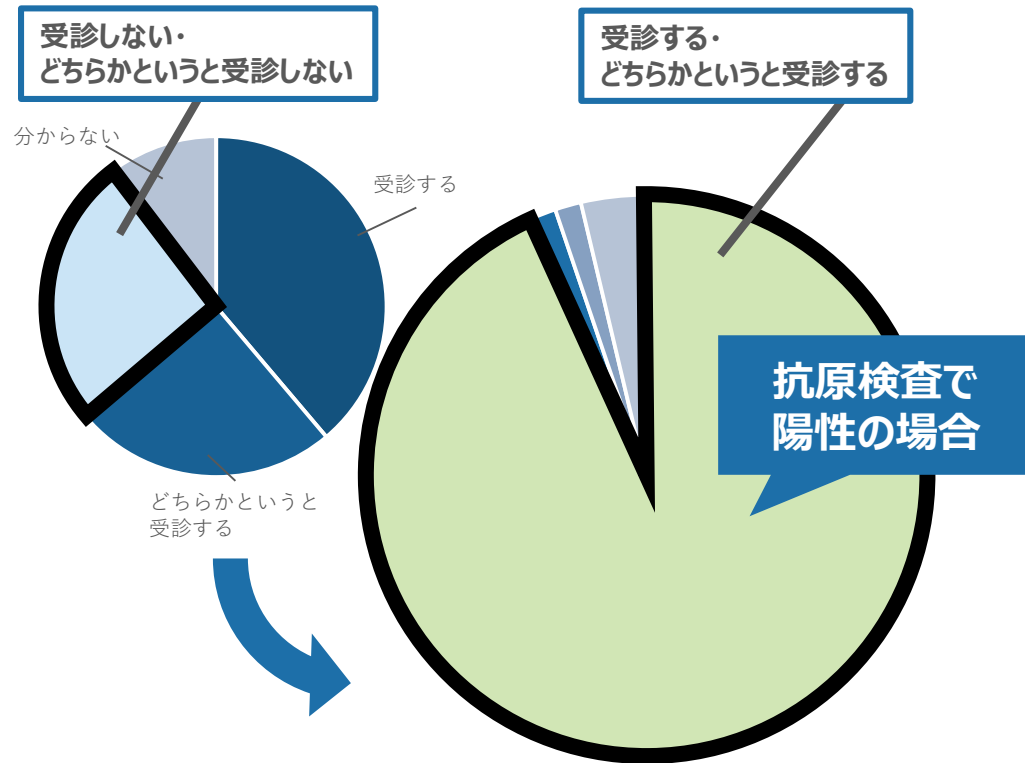
検査キットで陽性が判明したら通勤や通学を控えない人は通勤や通学を控えるか⇒全世代で9割以上が控える



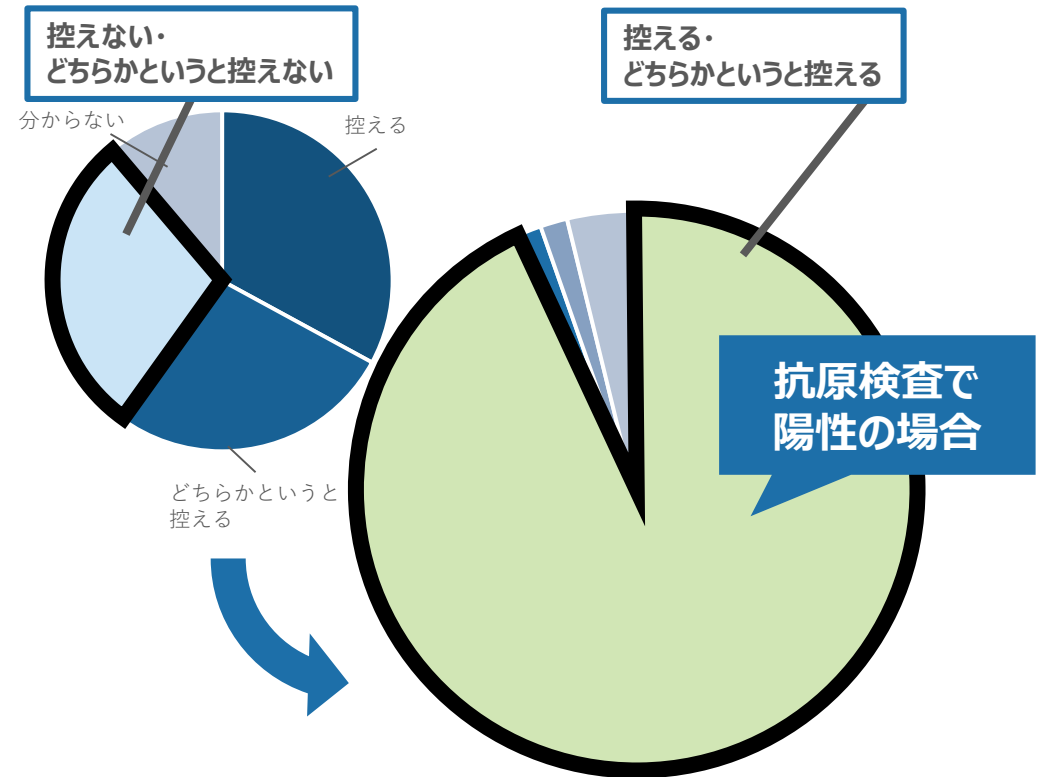
* 母数：症状が出た場合に医療機関を【受診しない、どちらかと言うと受診しない、分からない】と回答した人数のうち、症状が出た場合に通勤や通学を【控えない、どちらかと言うと控えない、分からない】と回答した人数

抗原検査に係るLINEパーソナルサポート上でのアンケート

有症状時に、医療機関を受診するか？



有症状時に、通勤や通学を控えるか？



症状があっても医療機関を受診せず通勤通学を控えない人でも、抗原検査で陽性が判明すると9割以上が医療機関を受診し通勤通学を控えることが分かった

5-1 今後の課題 1 : ワクチン接種が一定程度進んだ際に生じる問題

1. ワクチン接種が一定程度進む

2. 既接種者による経済活動が活発化する

3. 感染が拡大する？



ワクチン接種が進んだ諸外国では、開放感から未接種者も感染対策を怠り始め、感染を拡大させたと思われる傾向が見られる

ハイリスク行動を抗原検査キットでカバーできないか？

(仮説) 抗原検査キットの配布は感染拡大の抑止に一定の役割

7 短期・長期戦略

ステップ1 パーソナルサポート上での先行的な配布

→ パーソナルサポートを通じて希望者に抗原検査キットを配布し、感染抑制効果を検証する

ステップ2 抗原検査キットの小中学校での配布

→ (国の財源を活用し、) 抗原検査キットを調達する

ステップ3 対象に成人含めた長期の抗原検査キットの活用

→ 国と調整して広く抗原検査キットを活用できる体制の財源を確保し、大量生産の基盤を作る

国と調整中

国の基本的対処方針を大きく前進させた戦略

国の基本的対処方針 令和2年3月28日(令和3年6月17日変更)

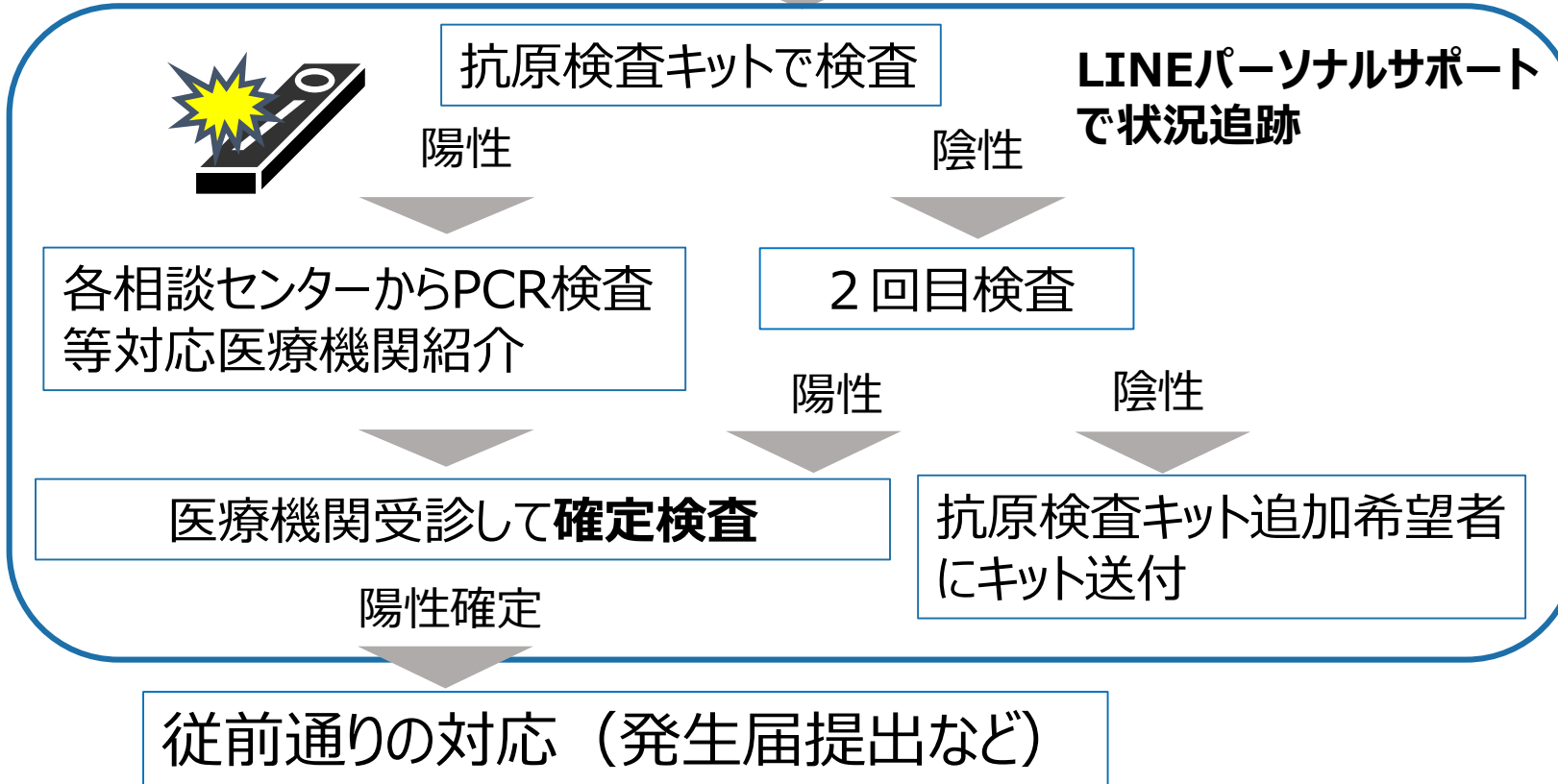
・・・迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を確保し、配布を開始したところであり、**施設**への配布を加速する。・・・**大学、専門学校、高校、特別支援学校等**に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、**抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)**に対する**積極的検査を速やかに実施し**、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、・・・迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、・・・軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促す

7-1 ステップ1 パーソナルサポート上での配布

LINEパーソナルサポートアンケートで使用肯定者に対して配送
(2キット1パック)

LINE取り扱いについてQR
コードから動画視聴
+ 取扱説明書
(キット配布時に同封)

発熱・咳・咽頭痛などの風邪症状発現時



抗原検査キットの使用法（フロー）



0. 準備

二次元コードから、動画をご覧ください。
このキットでの検査は、症状が出た際に行います。(無症状の方は、使用できません)



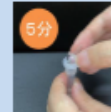
1. 検体のとり方

- 綿棒を鼻の入り口から2cm程度、粘膜部分をめぐるようにしてゆっくり挿入します。
- 綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- 5秒たったら、綿棒を十分湿らせた後、そっと引き抜きます。



2. 検体の抽出

チューブのふたをはがし、綿棒の綿球部分をチューブ内の検体処理液に浸します。
チューブの上から、綿球部分を挟み押さえながら10回程度回転させ、
綿球部分を絞るように綿棒を取り出します。(検体の粘りを溶かしてください)



3. キャップをはめる

チューブにキャップをはめ込み、横にして、5分おきます。



4. 2滴 垂らす

キャップを付けたままチューブを逆さにし、チューブを軽く押し、
液をキットの紫色の検体滴下部に2滴垂らします。
(キットとキャップの先端を1cm以上離してください)



5. 押す

水平な場所で、すみやかにキットのオレンジ色のボタンを押し、30分待ちます。
判定部に直接風が当たらないようにしてください。

7-2 今後の進め方

確定検査体制確保

①抗原検査キットで陽性反応の患者の確定検査を実施可能な医療機関の**調査**

* 発熱等診療医療機関1747のうち1147施設（65.7%）がPCR検査実施

②抗原検査キットにて陽性反応の場合に相談センター対応の仕組み

（相談センターは①医療機関（リスト化）を患者へ紹介）

キット配布体制

①A社から抗原検査キット寄付

（+国の配布予定キット？）

②2キットずつ梱包

③LINEパーソナルサポートにて希望者の確認

④郵送先確認後、抗原検査キット配布

活用状況の把握

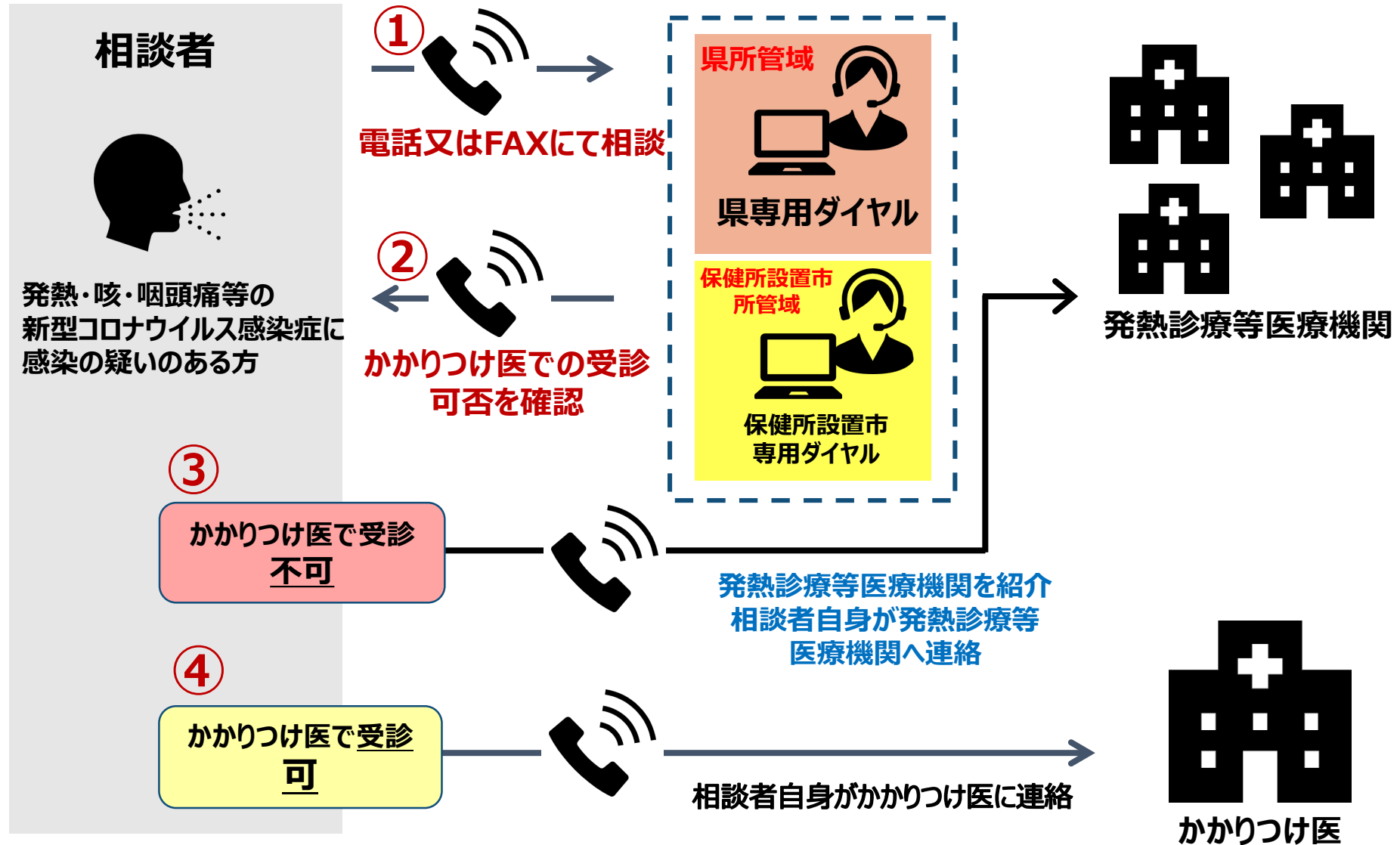
①LINEパーソナルサポートで使用状況

②陽性/陰性時の対応の誘導

③追加配布

一般的な受診フロー

発熱診療等医療機関と新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル



抗原検査キット陽性時の受診フロー

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル通して確定検査へ



⇒PCR検査等の確定検査で陽性の場合は従前通りの対応（発生届提出など）です

本事業によって期待されること

- 感染が拡大する状況で（体温計測のように）県民・市民によるセルフチェックのツールの提供
- スクリーニング検査としての抗原検査キットを家庭で使用することによって感染者を医療機関受診行動の促進
- 医療機関受診による確定検査の位置づけを明確化
- 陰性者は2回検査によって偽陰性防止
- 感染者の通勤・通学を防止し感染拡大を防止するとともに偏見差別を阻止
- 職場や学校に対する周知とともに社会に対する啓発

酒類提供店の利用者に新たなツールを用意①

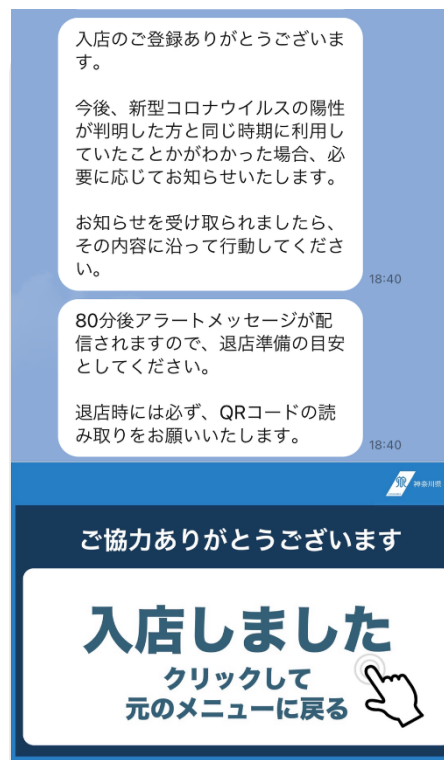
訪問した施設に掲示された
2次元バーコードを読み込む

神奈川県LINE公式アカウントより
メッセージを受信



初回の読み取りには、友だち登録が必要です。

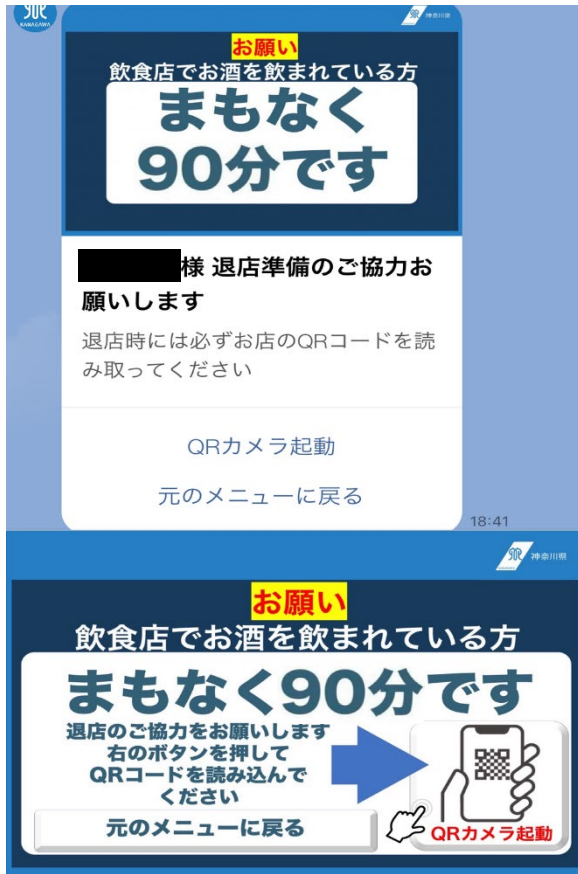
登録時のメッセージ例



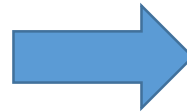
クリックしてください

酒類提供店の利用者に新たなツールを用意②

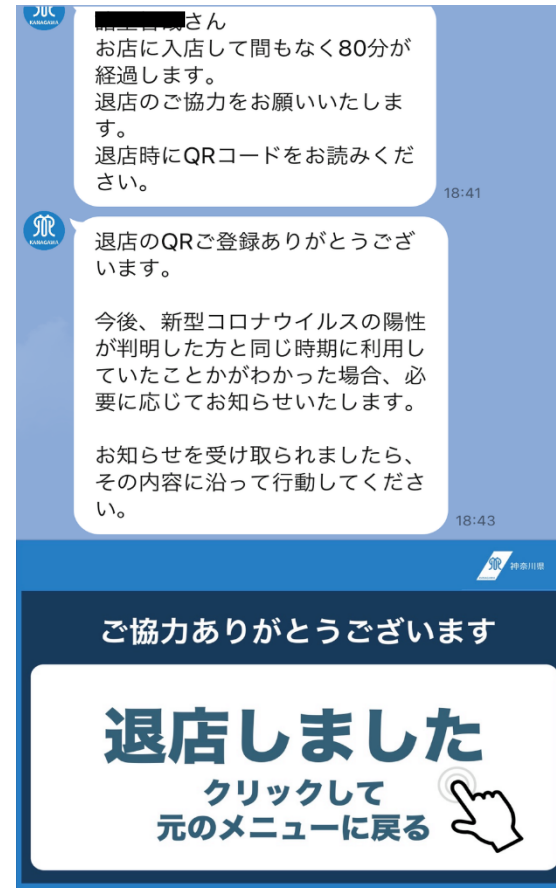
80分経過後にメッセージ



QRコードをお読みください



二次元バーコードを再読み込み



クリックしてください

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

令和3年6月18日改定

令和3年7月8日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～8月22日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市（4月20日から）

厚木市（4月28日から）

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）	その他区域
<p>営業時間の短縮等（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 20時まで ・<u>原則、酒類の終日提供停止（酒の持込み含む）</u> <u>但し、「マスク飲食実施店」又は7月11日までに</u> <u>に認証申請を行った店舗を除く</u> <u>（7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証</u> <u>申請を行えなかった店舗で、7月31日までの</u> <u>間に、「マスク飲食実施店」の認証申請を行っ</u> <u>た場合には、その認証申請を行った翌日以降、</u> <u>酒類の提供を可能とする。）</u> <p style="text-align: center;">〔<u>「マスク飲食実施店」が、酒類の提供する</u> <u>際の条件</u>〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>酒類の提供時間を 11時から 19時まで</u> ・<u>酒類提供店の滞在時間（90分以内）、</u> ・<u>人数（1組4人以内、同居家族）</u> 	<p>営業時間の短縮等（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 21時まで ・酒類の提供は 11時から 20時まで <p style="text-align: center;">〔但し、酒類提供店の滞在時間（90分以内）、 人数（1組4人以内、同居家族）、 感染防止対策の基本4項目の遵守※ を酒類提供の条件とする。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保 ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項）</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条） 	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時まで の営業時間短縮要請（但し生活 必需物資を除く）	5時から21時までの営業時 間短縮働きかけ（但し生活必 需物資を除く）
	1000平米以下：5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ（但 し生活必需物資を除く）	
	入場整理等の働きかけ	
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）		その他区域								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） </td> </tr> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 50%以内 （席がない場合は十分な間隔） </td> </tr> </tbody> </table>		収容率	人数上限	歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	
収容率	人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人									
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）										
歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人									
50%以内 （席がない場合は十分な間隔）										
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで									
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・ <u>酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ</u>										

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

知事メッセージ

本日、国は、本県に適用されていた「まん延防止等重点措置」を、8月22日まで延長しました。

本県の新規感染者は、県が再度、酒類の提供停止の要請を検討する基準としていた、「1週間平均で1日あたり230人」を、本日超えました。

また、今回の延長は、夏休みやオリンピックの時期と重なりますので、これまで以上に警戒を強める必要があります。

県民・事業者の皆さんには、4度目の重点措置の延長となり、さらにご負担をおかけすることは大変心苦しいですが、皆さんご自身や大切なご家族、仲間のいのちを守るため、改めて、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

- 7月12日以降、まん延防止等重点措置を行う区域(措置区域)は、「横浜市」「川崎市」「相模原市」「厚木市」とします。
- 措置区域内の飲食店等は、5時から20時まで営業時間を短縮してください。
また、酒類の提供を終日停止してください。ただし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗は除きます。
- マスク飲食実施店の認証を得ていない店舗は、7月31日までに申請いただければ、その翌日から酒類の提供を可能とします。ただし、後日の審査で、認証されなかった場合は、酒類の提供は停止とし、協力は交付しません。
- 措置区域以外の飲食店等は、5時から21時まで営業時間を短縮してください。
今後、新たに措置区域になった場合は、酒類提供はマスク飲食実施店が条件となりますので、早めに、認証申請を行ってください。

(県民の皆さんへ)

- 生活に必要な場合を除いて、引き続き、県域を跨ぐ移動は控え、外出を自粛してください。夏休みやお盆の時期を迎えますが、感染拡大の要因となりますので、旅行や帰省は慎重に判断してください。
- 県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M(適切なマスク着用)・A(アルコール消毒)・S(アクリル板等でしゃ蔽、接触はショートタイム)・K(距離と換気)の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。また、外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていただき、マスク飲食を徹底してください。

県は、感染拡大を防ぐため、抗原検査キットを症状のある方に使っていただくよう、試行的に配布する事業に着手します。

今回の措置期間は、1 か月以上にわたる長期間となります。国は、感染状況が改善すれば、前倒しでの解除もあり得るとしていますので、1 日でも早く、まん延防止等重点措置を解除できるよう、心を一つにして、徹底した感染防止対策をお願いします。

引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治